

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

長期：長期ビジョン掲載事業（一部が長期ビジョンに掲載されている事業）
 実行：2020年に向けた実行プラン掲載事業（一部が実行プランに掲載されている事業）
 次世代：次世代育成支援東京都市行動計画（後期）掲載事業
 数値目標：目標を掲げている取組一覧掲載事業（は複数事業をまとめて、目標を掲げている取組）

参考2

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|--------------------------------------|----|-------|-----|------|------|---------------------------------------|-------|---|---|---|
| 目標1 「地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり」 | | | | | | | | | | |
| (1) 妊娠・出産に関する支援の推進 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 1 | 子供家庭支援区市町村包括補助事業（先駆的 事業・選択事業・一般事業） | 福祉保健局 | 区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図る。 | 60区市町村（23区26市5町6村） 先駆的事业：3件、23,836千円 選択事業（サービスの充実）：461件、1,447,559千円 選択事業（基盤の整備）：408件、1,331,077千円 一般事業：192件、2,461,179千円 合計 1,064件 5,263,651千円 | 60区市町村（23区26市5町6村） 先駆的事业：4件、36,158千円 選択事業（サービスの充実）：677件、1,837,005千円 選択事業（基盤の整備）：522件、1,069,634千円 一般事業：198件、2,893,943千円 合計 1,401件 5,836,740千円 |
| | | | | | 2 | 生涯を通じた女性の健康支援事業 | 福祉保健局 | 電話相談事業（「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談 ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」）により女性の様々な 悩みに対応するとともに、妊娠適齢期等に関する普及啓発を行う。 | 女性のための健康ホットライン 591件 不妊・不育ホットライン 476件 妊娠相談ほっとライン 電話 1,164件、メール 369件 フリーペーパー4誌に広告記事を掲載した。 6大学で講座を行った（計524名参加）。 | 女性のための健康ホットライン 719件 不妊・不育ホットライン 501件 妊娠相談ほっとライン 電話 2,352件、メール 496件 毎日新聞及び情報サイト「マイナビフレッシュ」に広告記事を掲載するとともに、 インターネット広告を実施した。 |
| | | | | | 3 | 不妊治療費助成事業 | 福祉保健局 | 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助 成し、経済的負担の軽減を図る。 | 助成件数 20,506件 （治療1回につき上限額A20万円/B25万円/C・F7.5万円/D・E15万円。平成25年 度までに助成を受けたことがある方：初年度は3回、2年度目以降は1年度当たり2回を 限度に通算5年度まで、かつ、合計10回まで助成（H28年3月末まで適用）平成26年 度以降初めてこの制度を利用する方：治療開始時の妻の年齢が39歳まで通算6回、妻の 年齢が40歳以上は年度2回（初年度3回）（平成28年3月末まで適用）） | 助成件数 18,474件 （治療1回につき上限額A20万円/B25万円/C・F7.5万円/D・E15万円。治療開始時 の妻の年齢が39歳まで通算6回、妻の年齢が40歳～42歳まで通算3回、43歳以上は 助成対象外 |
| | | | | | 4 | 妊婦健康診査受診促進事業 | 福祉保健局 | 広域的な普及啓発により、妊婦に対して早期の医療機関受診と妊 娠の届出及び妊婦健康診査の定期的な受診を促す。 | パソコン及びスマートフォンのウェブサイトへの広告掲載：平成27年11月20日か ら平成28年3月31日まで実施 | パソコン及びスマートフォンのウェブサイトへの広告掲載：平成28年9月1日から平 成29年3月31日まで実施 JRトレインチャンネルの放映：平成29年1月16日～22日 |
| | | | | | 5 | 妊娠・出産包括支援推進事業 | 福祉保健局 | 妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援体制を 区市町村が構築できるよう支援する。 | 都内の産科医療機関と助産所を対象として、妊産婦への支援に関する現状を把握する 調査を実施した。調査結果については、妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築にあ たっての基礎資料にできるよう、区市町村に提供した。 | 平成27年度で事業終了 |
| | | | | | 6 | 出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう 事業） | 福祉保健局 | 妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援を行う 区市町村に対して専門職の配置経費等を補助することにより、取組 の一層の充実を促す。 | 13区市町村（9区1市2町1村）が実施 | 32区市町村（16区11市3町2村）が実施 |
| | | | | | 7 | 子育てスタート支援事業 子供家庭支援区市 町村包括補助事業 | 福祉保健局 | 出産や子育てに特に支援を必要とする妊婦・母児に対し、心身の 安定と育児知識等を付与する場として、一定期間のデイケアや宿泊 ケアを行うことで、妊娠から産後までの切れ目ないサポート体制の 確立を支援する。 | 子供家庭区市町村包括補助事業 3か所実施 | 平成27年度で事業終了 |
| | | | | | 8 | 母子保健支援事業 | 福祉保健局 | 母子保健運営協議会の開催や区市町村職員等を対象とした研修の 実施により、地域における母子保健水準の維持・向上を図る。 | 母子保健運営協議会：年1回開催 母子保健研修：年10回実施（5、6、7、8、9、10、11、12、1、2月に実 施）、参加者合計 1,656名 | 母子保健運営協議会：年1回開催 母子保健研修：年10回実施（5、6、7、8、9、10、11、12、1、2月に実 施）、参加者合計 2,006名 |
| | | | | | 9 | TOKYO子育て情報サービス | 福祉保健局 | 妊婦や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をイン ターネットや電話（自動音声）により24時間365日提供すること により、子育て家庭の不安の軽減を図る。 | 音声 2,226件 WEB 10,599件 | 音声 1,637件 WEB 9,227件 |
| | | | | | 10 | 東京都子ども医療ガイド | 福祉保健局 | 子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアド バイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親 の不安の軽減を図る。 | ホームページアクセス件数 104,593件 | ホームページアクセス件数 389,694件 |
| | | | | | 11 | 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」 | 福祉保健局 | 休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療し ている近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネット により医療機関のきめ細かい情報提供を24時間実施し、都民の 多様なニーズに対応していく。 | 案内件数 1,683,391件 ・携帯サイト：43,039件 ・ホームページ：1,620,867件 ・音声自動応答サービス：19,485件 | 案内件数 2,605,135件 ・携帯サイト：39,036件 ・ホームページ：2,547,150件 ・音声自動応答サービス：18,949件 |
| | | | | | 12 | 電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相 談） | 福祉保健局 | 母子の健康に関する相談や育児相談、小児救急相談に対して、保 健師や助産師（必要に応じて小児科医師）が対応し、親の不安の軽 減を図る。 | ・相談受付件数 36,903件 | ・相談受付件数 68,630件 |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-----------------------------|----|-------|-----|------|------|--------------------------|----------------------------------|---|--|--|
| | | | | | 13 | 子育て家庭のための情報交流コーナーの設置 | 病院経営本部 | 小児総合医療センターにおいて、子育て家族同士の交流が図れるファミリールーム（交流コーナー）や、子供の病気や医療に関する情報収集ができる情報コーナーを設置し、家族の子育て力を高めていく。 | 新規ボランティア数の増加により、情報コーナー（森のライブラリー）の年間開館回数を、平成26年度 291回（月平均24回）から平成27年度 364回（月平均30回）へ拡大した。 また、プロジェクターとスクリーンを購入し年間7回開催する、ふれあい交流イベントに活用する等当院利用者へよりわかりやすく情報を発信するとともに、ブックトラックを導入し病棟やファミリールームでの交流に利用した。これにより、当院利用者が情報収集しやすい環境を提供することができ、また、子育て家族同士が相互に交流を図ることができる場として活用できている。 さらに、利用者へのアンケートを実施し、ニーズを踏まえた書籍の購入等、よりよいサービスの提供に努めた。 | ボランティアの協力により、情報コーナー（森のライブラリー）の年間開館回数は323回（月平均27回）と高水準を維持している。また、来館者数も1日平均25.1人と昨年に比べ増加傾向にある。 また、患者家族向けに学びの場を提供することを目的とし、診療各科によるミニ勉強会を5科17回開催、計753名の参加があった。 さらに、利用者が情報収集しやすい環境の整備及び子育て家族同士が相互に交流を図る場の提供を目的とし、「森のライブラリーPT」において施設の抱える課題を検討し改善に努めている。なお、アンケート結果を踏まえた図書を購入を行うとともに、蔵書管理ソフトを導入することで適切に書籍を管理することができている。 |
| | | | | | 14 | 来院小児者患者付き添い家族（児童）の一時預かり | 病院経営本部 | 小児総合医療センターにおいて、ボランティア等を活用した入院患者の兄弟姉妹の一時預かりサービスを実施し、家族が安心して病院へのお見舞いができるようにする。 | ボランティアの協力によりキッズルームを運営した。（1日平均利用 8.2人） 昨年度に引き続きボランティアを安定的に確保できたことで、昨年度と同じ日数の241日、キッズルームを開設できた。 また、預かり人数についても1,974人と、前年度預かり人数の2,064人と比較して同程度の実績であった。 | ボランティアの協力によりキッズルームを運営した。（1日平均利用8.2人） 昨年度に引き続きボランティアを安定的に確保できたことで、昨年度と同じ日数の241日、キッズルームを開設できた。 また、預かり人数についても1,968人と、前年度預かり人数の1,974人と比較して同程度の実績であった。 |
| | | | | | | 15 | 各種医療費助成制度（No.179 ひとり親家庭等医療費助成含む） | 福祉保健局 | 「妊娠高血圧症候群等医療費助成」「未熟児養育医療等医療給付」「小児慢性特定疾病の医療費助成」を行うほか、義務教育就学期までの乳幼児及び児童に医療費助成を行う市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図ります。 | 妊娠高血圧症候群医療費助成 （金額） 1,959千円 （実人員） 9人 未熟児養育医療費助成 （金額） 140,707千円 （実人員） 2,446人 小児慢性特定疾病医療費助成 （金額） 1,887,112千円 （実人員） 7,339人 乳幼児医療費助成 【市町村部のみ】 （金額） 3,766,370 千円 （対象者数） 202,151 人 （助成件数） 4,004,515 件 義務教育就学児医療費助成 【市町村部のみ】 （金額） 3,401,519 千円 （対象者数） 251,996 人 （助成件数） 3,061,647 件 |
| （2）安心できる小児・母子医療体制の整備 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 16 | 小児救急医療体制の充実（初期・二次救急） | 福祉保健局 | 子どもの急病に対応するため、区市町村が地域の小児科医の協力を得て実施する「小児初期救急平日夜間診療事業」に対して積極的な支援を行う。 入院を必要とする小児の救急患者に対応する二次救急医療については、小児科の「休日・全夜間診療事業」を引き続き実施し、原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可能な体制を確保する。 | <初期救急> 36区市町（19区16市1町） <二次救急> 80床（51施設） | <初期救急> 40区市町村（20区17市2町1村） <二次救急> 80床（52施設） |
| | | | | | 17 | 地域における小児医療研修 | 福祉保健局 | 地域の診療所の医師を対象とした「地域小児医療研修（臨床研修）」や症例報告・疾病別の発生動向等の情報交換を行う地域研修会の実施などにより、小児救急医療の基盤を強化する。 | 地域小児医療研修（臨床研修） 6名 小児救急研修会 60名 | 地域小児医療研修（臨床研修） 12名 小児救急研修会 101名 |
| | | | | | 18 | 休日・全夜間診療参画医療機関整備費等補助（小児） | 福祉保健局 | 小児科の救急患者に対し、24時間365日小児科医が対応する診療体制を確保するため、整備費の補助を行う。 | 1施設 | 2施設 |
| | | | | | 19 | 休日・全夜間診療事業（小児・専任看護師配置） | 福祉保健局 | 休日・全夜間診療事業（小児）を行う医療機関において、緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な治療につなげる体制を整備する。 | 7施設 | 7施設 |
| | | | | | 20 | 救急専門医等養成事業（小児） | 福祉保健局 | 小児救急患者に対し、よりの確で迅速な救命処置を行うことのできる人材を育成するため、小児救急医療を担う救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修（PALS研修）を行う。 | 234名 | 234名 |
| | | | | | 21 | こども救命センターの運営 | 福祉保健局 | 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を実施する。こども救命センターでは、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間調整を行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施する。 | 4施設 | 4施設 |
| | | | | | 22 | 東京都小児医療協議会 | 福祉保健局 | 小児医療体制の強化に向けた検討・協議を行う「小児救急医療対策協議会」を設置する。協議会では、小児医療体制の強化に向け、一次から三次救急医療施設の小児医療ネットワークの構築について検討・協議を行う。 | 協議会 1回 部会等 2回 他 | 協議会 1回 部会等 2回 他 |
| | | | | | 23 | 周産期医療システムの整備 | 福祉保健局 | 出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制の確立を図る。 事業目標（31年度） NICU 320床確保 | NICU（新生児集中治療室）病床数 326床 （参考） 総合周産期母子医療センター 13所 地域周産期母子医療センター 14所 | NICU（新生児集中治療室）病床数 329床 （参考） 総合周産期母子医療センター 13所 地域周産期母子医療センター 14所 |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------------------------------|----|-------|-----|------|------|-----------------------------------|-------|--|---|--|
| | | | | | 24 | 周産期医療施設等整備費補助 | 福祉保健局 | 都内の新生児疾患の診断・治療及びリスクの高い妊産婦等の医療的管理を行う周産期施設の整備を行うことにより、地域において出産前後の母体胎児から新生児に至る一貫した医療を提供する。 | 施設整備（小児）1施設、設備整備（小児）15施設、設備整備（周産期）8施設、設備整備（地域産科）10施設、設備整備（GCU）10施設、周産期救急研修用物品1施設 | 設備整備（小児）16施設 設備整備（周産期）6施設 設備整備（地域産科）11施設 設備整備（GCU）10施設 周産期救急研修用物品5施設 |
| | | | | | 25 | 母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置 | 福祉保健局 | 救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」（いわゆる「スーパー総合周産期センター」）を指定し、母体が迅速に救命処置を受けられる体制を確保することにより、都民が安心して妊娠・出産できる環境を整備する。 | 5施設 | 6施設 |
| | | | | | 26 | 周産期搬送コーディネーターの配置 | 福祉保健局 | 総合周産期母子医療センターのブロック内では受入困難な事例について、都内全域の搬送調整等を集中して行う周産期搬送コーディネーターを配置することにより、総合周産期母子医療センターにおいて搬送調整業務を行う医師の負担軽減を図るとともに、母体・新生児の迅速な医療の確保を図る。 | 周産期搬送コーディネーターを配置し、都内全域の搬送調整を実施 | 周産期搬送コーディネーターを配置し、都内全域の搬送調整を実施 |
| | | | | | 27 | 周産期医療ネットワークグループの構築 | 福祉保健局 | 周産期医療ネットワークグループを構築し、地域の中で一次、二次、三次それぞれの医療機関が機能に応じた役割分担と連携を進め、母胎・胎児のリスクに応じた医療提供体制を構築する。 | 周産期医療ネットワークグループの構築を進め、計8グループで連携会議を開催した。 | 周産期医療ネットワークグループの構築を進め、計8グループで連携会議を開催した。 |
| | | | | | 28 | 周産期連携病院の確保 | 福祉保健局 | ミドルリスクの妊産婦に緊急診療を行う「周産期連携病院」を拡充することにより、周産期母子医療センターへの分娩・搬送集中を緩和し、妊婦のリスクに応じた体系的な受入体制の確保を図る。 | 新規指定 1施設 (累計 10施設) | 10施設指定 |
| | | | | | 29 | 多摩新生児連携病院の確保 | 福祉保健局 | 区部に比べて周産期センターが少ない多摩地域において、ハイリスクに近い新生児に対応可能な医療機関を確保することにより、多摩地域の新生児受入体制の強化を図る。 | 新規指定 1施設 (累計 2施設) | 指定 2施設 |
| | | | | | 30 | 在宅移行支援病床運営事業 | 福祉保健局 | (1)在宅移行支援病床において、NICU等長期入院児が円滑に在宅療養等へ移行し、家族とともに生活していく上で必要な知識・技術を取得するための訓練等を行う。 (2)在宅移行支援病床は、人工呼吸管理、栄養管理、呼吸理学療法を含むリハビリテーション、必要に応じて感染・輸液管理を行なうために必要な診療機能を有する。 (3)NICU等長期入院児の在宅療養等への移行及びその後又は同等の援助が必要な小児が自宅等で急性増悪した時に常時受け入れる体制を整備する。 | 7施設36床（都立施設を除く。） | 6施設34床(都立施設を除く) |
| | | | | | 31 | 在宅養児一時受入支援事業 | 福祉保健局 | (1)在宅等に移行したNICU等長期入院児等を保護者の要請に応じ、一時的に受け入れる。 (2)人工呼吸管理、栄養管理、呼吸理学療法を含むリハビリテーション、必要に応じて感染・輸液管理を行う。 | 15施設32床（都立施設を除く） | 15施設32床（都立施設を除く） |
| | | | | | 32 | 地域医療を担う医師養成事業（医師奨学金） | 福祉保健局 | 将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等（小児医療、周産期医療、救急医療等）の医師の確保及び質の向上を図る。 | 【特別貸与】 奨学金貸与者 139名 (うち新規被貸与者 25名(順天堂大学10名、杏林大学10名、東京慈恵会医科大学5名)) 奨学金を受けている学生に対し、引き続き講義や研修を実施した。 平成27年度新規貸与者についても、引き続き、「東京都地域枠入学試験」において都が関与する面接試験を実施し、被貸与者25名を決定した。 【一般貸与】 奨学金貸与者 14名 (うち新規被貸与者 8名) 奨学金を受けている学生に対し、島しょ地域における研修や講義、説明会等を実施し、地域における医療の現状及び重要性を学ぶ機会を設けた。 | 【特別貸与】 奨学金貸与者 149名 (新規被貸与者 25名(順天堂大学10名、杏林大学10名、東京慈恵会医科大学5名)) ・被貸与者のうち5名が臨床研修を終了し、平成29年度から指定領域(小児・周産期等)への従事を開始する。 【一般貸与】 奨学金貸与者 13名 (うち新規被貸与者 5名) ・被貸与者のうち7名が臨床研修を終了し、平成29年度から指定領域(小児・周産期等)への従事を開始する。 |
| | | | | | 33 | 産科医等確保支援事業 | 福祉保健局 | 地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて急激に減少する産科医療機関及び産科医等の確保を図る。 | 補助実績 94施設 | 補助実績 94施設 |
| | | | | | 34 | 新生児医療担当医（新生児科医）確保事業 | 福祉保健局 | NICU入院児を担当する医師に手当を支給することにより、処遇改善を通じて新生児担当医の確保を図る。 | 補助実績 13施設 | 補助実績 14施設 |
| | | | | | 35 | 医師勤務環境改善事業 | 福祉保健局 | 病院の実情に応じて、医師の勤務環境を改善する取組、離職した女性医師等の再就職を支援する取組などに係る経費の一部を補助することにより、勤務医の離職防止と定着対策の導入促進を図る。 | 述べ56病院（実数：41病院）に補助を実施 病院研修及び就労環境改善 21病院 相談窓口の設置 9病院 チーム医療推進の取組 26病院 設備整備事業 1病院 | 述べ62病院（実数：46病院）に補助を実施 病院研修及び就労環境改善 23病院 相談窓口の設置 8病院 チーム医療推進の取組 30病院 設備整備事業 1病院 |
| (3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 再掲 | 子供家庭支援区市町村包括補助事業（先駆的事業・選択事業・一般事業） | 福祉保健局 | (* N O 1 参照) | | |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------|----|-------|-----|------|------|---|-------|---|--|--|
| | | | | | 36 | 医療保健政策区市町村包括補助事業 | 福祉保健局 | 身近な地域医療・保健の実施主体である区市町村が地域の実情に合わせて行う自主的、主体的な取組を支援し、医療保健サービスの向上を推進する。 | 交付確定額 1,627,084千円 | 交付確定額 1,576,667千円 |
| | | | | | 37 | 要支援家庭の早期発見に向けた取組 | 福祉保健局 | 母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進する。 | 普及啓発 母子保健研修の実施 5回 子供家庭支援区市町村包括補助事業 29か所の自治体が実施 | 子供家庭支援区市町村包括補助事業 25か所の自治体が実施 |
| | | | | | 再掲 | 妊娠・出産包括支援推進事業 | 福祉保健局 | (*N0.5参照) | | |
| | | | | | 再掲 | 出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業) | 福祉保健局 | (*N0.6参照) | | |
| | | | | | 再掲 | 子育てスタート支援事業 子供家庭支援区市町村包括補助事業 | 福祉保健局 | (*N0.7参照) | | |
| | | | | | 再掲 | 母子保健支援事業 | 福祉保健局 | (*N0.8参照) | | |
| | | | | | 再掲 | TOKYO子育て情報サービス | 福祉保健局 | (*N0.9参照) | | |
| | | | | | 再掲 | 電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談) | 福祉保健局 | (*N0.12参照) | | |
| | | | | | 38 | 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) | 福祉保健局 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援する。 | 55区市町村(23区25市4町3村) | 55区市町村(23区25市4町3村) |
| | | | | | 39 | 子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 | 地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターを全区市町村に設置します。 | 【参考】子供家庭支援センター事業 60区市町村(23区26市5町6村) 【参考】先駆型子供家庭支援センター事業 53区市町(23区26市4町) | 【参考】子供家庭支援センター事業 60区市町村(23区26市5町6村) 【参考】先駆型子供家庭支援センター事業 53区市町(23区26市4町) |
| | | | | | 40 | 養育支援訪問事業 | 福祉保健局 | 保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援する。 | 53区市町(23区26市4町) | 53区市町(23区26市4町) |
| | | | | | 41 | 親の子育て力向上支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 | 子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通し子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援する。 | 事業実施 28区市(15区13市) | 現在実績報告審査中 |
| | | | | | 42 | 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライツステイ) | 福祉保健局 | 子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライツステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援する。 | 51区市町(23区26市2町)(交付決定ベース) ショートステイ 51区市町(23区26市2町) トワイライツステイ 18区市(11区7市) | 50区市町(23区25市2町)(実績報告ベース) ショートステイ 50区市町(23区25市2町) トワイライツステイ 21区市(13区8市) |
| | | | | | 43 | 要支援家庭を対象としたショートステイ事業 子供家庭支援区市町村包括補助事業 | 福祉保健局 | 強い育児疲れや不適切な養育状況にあり、虐待やそのリスクが懸念される特に支援が必要な家庭の児童に対してショートステイサービスを提供し、加えて関係機関と連携して保護者に対しても必要な支援を実施する。 | 実施自治体 0自治体 | 実施自治体 2自治体 |
| | | | | | 44 | 子育て短期支援事業実施施設の整備 | 福祉保健局 | 子供家庭支援センターに併設又は近接したショートステイ実施施設を整備する際の経費の一部を補助する。 | 実施自治体 0自治体 | 実施自治体 0自治体 |
| | | | | | 45 | 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)<子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金> | 福祉保健局 | 仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援する。 | 平成27年度 提供会員15,744人(交付決定ベース) | 平成28年度 提供会員15,223人(実績報告ベース) |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-----------------------|----|-------|-----|------|------|--------------------------|--|--|---|--|
| | | | | | 46 | 一時預かり事業 | 福祉保健局 | 保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援する。 | 年間延べ利用児童数：639,636人（幼稚園型を除く）【平成27年度決算ベース】 （29年1月確定予定（参考：556,635人【速報値】）） | 年間延べ利用児童数：707,177人（幼稚園型を除く）【平成28年度決算ベース】 （年間延べ利用児童数：658,614人（幼稚園型を除く）【平成28年度確定見込（速報値）】） |
| | | | | | 47 | 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の充実 | 福祉保健局 | 子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組む区市町村を支援する。 事業目標（31年度） 地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを全区市町村で実施 | 地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば：189か所（18区16市） | 地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば：214か所（17区16市） 平成28年9月1日時点 |
| | | | | | 48 | 子供を守る地域ネットワーク機能強化事業 | 福祉保健局 | 区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援する。 | 46区市町（22区22市2町） | 47区市町（23区22市2町） |
| | | | | | 49 | 4152（よいこに）電話 | 福祉保健局 | 土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX 相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応えます。 | 相談受理件数 10572件 | 相談受理件数 9,007件 |
| | | | | | 50 | 利用者支援事業 | 福祉保健局 | 子供及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、区市町村が、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。 | 19区18市で実施。（東京都子供・子育て支援交付金交付申請より） 基本型：51か所（9区8市） 特定期型：36か所（11区13市） 母子保健型：37か所（10区1市） | 20区22市で実施。（東京都子供・子育て支援交付金交付申請より） 基本型：65か所（12区10市） 特定期型：39か所（13区15市） 母子保健型：90か所（17区9市） |
| | | | | | 51 | 地域子育て支援研修 | 福祉保健局 | 子供家庭支援センター、地域子育て支援拠点（子育てひろば）、ファミリーサポートセンター等、地域における子育て支援・相談業務等に関わる職員を対象に、子育て支援をめぐる相談業務に必要な技術・知識の付与や更なる専門性の向上を図るための研修を実施します。 | 地域子育て支援機関研修 計2回開催 受講者382名 子供家庭支援センター職員研修 計19回開催 受講者490名 子育てひろば職員研修 計10回開催 受講者729名 子育て援助活動支援事業アドバイザー研修 計2回開催 受講者88名 | 地域子育て支援機関研修 計2回開催 受講者252名 子供家庭支援センター職員研修 計34回開催 受講者490名 子育てひろば職員研修 計10回開催 受講者654名 子育て援助活動支援事業アドバイザー研修 計6回開催 受講者151名 |
| | | | | | 52 | 子育て支援員研修 | 福祉保健局 | 地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施し、サービスの担い手となる人材を確保するとともに質の向上を図る。 | 1,073名養成 <内訳> ・地域保育コース 710名 ・地域子育て支援コース 225名 ・放課後児童コース 70名 ・社会的養護コース 68名 | 2,144名養成 <内訳> ・地域保育コース 1,478名 ・地域子育て支援コース 385名 ・放課後児童コース 142名 ・社会的養護コース 139名 |
| | | | | | 53 | 東京子育て応援事業 | 福祉保健局 | 安心して子育てができる環境を整備するため、都の出入りや企業や都民等の寄付による基金を活用し、特定非営利法人、企業等が行う先進的な取組を対象として、将来の自主的な運営を前提とした立ち上げ支援を実施する。 | 事業採択：16事業 | 事業採択：17事業 |
| （4）子供の健康の確保・増進 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 54 | アレルギー疾患対策 | 福祉保健局 | （福祉保健局） 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」などを活用した研修や講演会を実施し、人材育成や普及啓発を推進する。 また、平成27年度中に施行されるアレルギー疾患対策基本法に則った施策を展開する。 | 【人材育成】 子供のアレルギー相談実務研修（年3回） 1,040名参加 ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修（年4回） 1,943名参加 【普及啓発】 子供のアレルギー講演会（年1回） 278名参加 アレルギー教室：都保健所6か所にて実施 648名参加 | 【人材育成】 子供のアレルギー相談実務研修（年3回） 1,029名参加 ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修（年4回） 2,699名参加 アレルギー対応体制強化研修（年2回） 105名参加 【普及啓発】 子供のアレルギー講演会（年1回） 200名参加 アレルギー教室：都保健所6か所にて実施 487名参加 |
| | | | | | | 教育庁 | （教育庁） アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進する。 | 【アレルギー疾患対応研修実施状況】 学校教職員対象 9回 3,421名 学校栄養職員対象 3回 958名 | 【アレルギー疾患対応研修実施状況】 学校教職員対象 8回 3,418名 学校栄養職員対象 2回 413名 | |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|---------------------|----|-------|-----|------|------|-----------------------|-------|--|--|---|
| | | | | | 55 | 食を通じた子供の健全育成 | 教育庁 | (教育庁) 子供たちが食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、学校給食を活用し食育の推進を図る。また、栄養教諭の複数配置を拡大し、地場産物を活用した食育の実践研究を行い、研究成果を全区市町村に普及し、学校における食育の一層の推進を図る。 | 栄養教諭の複数配置の推進(13区1市) 栄養教諭等による食育リーダーの支援等による食育の推進 栄養教諭・学校栄養職員等の資質及び技能向上を目的とした研修会の開催 栄養教諭による「食に関する指導」研究報告書の作成及び全公立学校への配布 | 栄養教諭の複数配置の推進(16区3市) 栄養教諭等による食育リーダーの支援等による食育の推進 栄養教諭・学校栄養職員の資質及び技能向上を目的とした研修会の開催 栄養教諭による「食に関する指導」研究報告書の作成及び全公立学校への配布 |
| | | | | | | | 福祉保健局 | (福祉保健局) 幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援する。 「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自治体の取組を支援する。 | 「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及啓発 ・幼稚園、保育所等の職員向け講習会の開催 1回 ・親子食育教室等の開催支援 256回 ・イベント等 2回 「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」の開催 2回 | 「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及啓発 ・幼稚園、保育所等の職員向け講習会の開催 2回 ・親子食育教室等の開催支援 211回 ・バランスガイド配布等 3回 ・イベント等 2回 「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」の開催 2回 |
| 目標2 「乳幼児期の教育・保育の充実」 | | | | | | | | | | |
| (1) 就学前教育の充実 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 56 | 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実 | 教育庁 | 認定こども園、幼稚園及び保育施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図る。このことにより、認定こども園、幼稚園及び保育施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進する。 | 夏季集中講座「就学前教育の充実」の開催 448名参加 ・コーディネーショントレーニングについて コーディネーショントレーニングの専門家による講話 就学前教育施設における実践報告 ・就学前教育施設における特別支援教育について 都教育委員会作成資料等の説明 特別支援教育の専門家による講話 就学前教育開発委員会の設置 ・幼児の「科学的な思考の芽生え」を培う指導について、研究開発及び指導資料の作成 ・指導資料説明会 79名参加 就学前教育カリキュラム改訂版の作成 ・国公立幼稚園、公私立認可保育所、公私立認定こども園、公立小学校、各主管課等に配布 6,000部 ・就学前教育カリキュラム改訂版説明会 845名参加 | 就学前教育カンファレンスの開催 706名参加 ・指導資料説明 「就学前教育カリキュラム改訂版」について ・実践報告 「就学前教育カリキュラム改訂版」を活用した取組について 公立幼稚園、私立幼稚園による実践事例の紹介 ・パネルディスカッション 「就学前教育の質の向上を考える」 大学教授、公立幼稚園会長による討論 |
| | | | | | | | 教育庁 | 子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性をすべての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施する。 | 保護者向け資料の作成・配布 12万部 生活リズム教材の作成・配布 12万5千部 オリジナルウェブサイト及び携帯サイトによる保護者・支援者向けの、資料・教材等情報提供(通年・継続) 地域における家庭教育支援の取組の推進(地域の活動支援、人材養成、学習機会提供等の支援 13区市) | 保護者向け資料の作成・配布 12万5千部 生活リズム教材の作成・配布 12万5千部 オリジナルウェブサイト及び携帯サイトによる保護者・支援者向けの、資料・教材等情報提供(通年・継続) 地域における家庭教育支援の取組の推進(地域の活動支援、人材養成、学習機会提供等の支援 16区市) |
| | | | | | | | 教育庁 | 児童・生徒の成長段階に合わせた読書活動推進のための取組及び読書活動の基盤づくりのための取組等を行う。また、関係機関と連携し、公立学校、私立学校、区市町村立図書館等への情報提供も進めていく。 乳幼児が読書を好きになり、身近に感じることができるよう、絵本の読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性についての啓発 小・中学生が目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書の実施方法の工夫や異年齢・異校種間での読み聞かせによる交流等を進めるための区市町村への支援 高校生等が課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業における調べ学習等の指導の推進や、読書の幅を広げ読解力を向上させるための多様なジャンルのおすすめ本の紹介等 障害のある児童・生徒が読書に親しむことができるよう、読み聞かせ等の工夫やIT機器活用等の指導、多様な指導事例の紹介等 読書環境の充実のための学校図書館のリニューアル事例の紹介や人材育成の支援等 | 「児童・生徒の読書状況調査等に関する調査」(「児童・生徒の読書状況に関する調査」、「学校における読書活動に関する取組状況の調査」、「区市町村教育委員会指導事務主管課の施策の状況調査」及び「区市町村子供の読書活動推進主管課(図書館等)の状況調査」)の実施 「読書活動実践事例集」及び「読書のすすめ」をホームページで公表 | 平成27年度「児童・生徒の読書状況調査等に関する調査」の調査結果を公表 調査結果を踏まえ、不読率の高い都立学校に対して読書活動に関する研修を受講するように指導 学校における読み聞かせ等のノウハウが課題となっていることから、読み聞かせボランティアのスキルアップのためのDVDを作成し、学校や図書館等に配布 「読書のすすめ」をホームページで公表 |
| | | | | | | | 生活文化局 | 私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助 私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進する。 私立幼稚園等施設型給付費負担金 新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図る。 私立幼稚園等特色教育等推進補助 新制度に移行する私立幼稚園等に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助する。 | 私立幼稚園経常費補助 501園 私立幼稚園教育振興事業費補助 176園 私立幼稚園等施設型給付費負担金 118園(都内園) 私立幼稚園等特色教育等推進補助 72園 | 私立幼稚園経常費補助 497園 私立幼稚園教育振興事業費補助 167園 私立幼稚園等施設型給付費負担金 131園(都内園) 私立幼稚園等特色教育等推進補助 81園 |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|----------------------|----|-------|-----|------|------|---|------------------|--|--|--|
| | | | | | 60 | 私立幼稚園等における預かり保育の充実 | 生活文化局 | <p>私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助する。</p> <p>私立幼稚園等一時預かり事業費補助 新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。</p> | <p>私立幼稚園預かり保育推進補助 643園 私立幼稚園等一時預かり事業費補助 50園（都内園）</p> | <p>私立幼稚園預かり保育推進補助 617園 私立幼稚園等一時預かり事業費補助 100園</p> |
| | | | | | 61 | 私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援 | 生活文化局 | <p>私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助する。</p> | <p>私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 年間延べ1,138,887人（94,908人/月） 実費徴収に係る補給給付を行う事業を含む</p> | <p>私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 年間延べ1,079,189人（89,932人/月） 実費徴収に係る補給給付を行う事業を含む</p> |
| | | | | | 62 | 公立幼稚園における預かり保育の充実 | 教育庁 | <p>新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。</p> | <p>都内公立幼稚園165園中26園（4区）で実施</p> | <p>都内公立幼稚園165園中46園（8区）で実施</p> |
| (2) 保育サービスの充実 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 63 | 保育サービスの拡充（認可保育所、認証保育所、認定こども園、定期利用保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業） | 福祉保健局 | <p>地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービス拡充に取り組む区市町村を支援していく。</p> <p>認可保育所 保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設</p> <p>認証保育所 東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設</p> <p>認定こども園 就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設</p> <p>定期利用保育 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育するサービス</p> <p>地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業） 平成27年4月1日から新たに制度化された、主に0歳から2歳までの乳幼児を対象とした区市町村の認可による保育サービス</p> <p>事業目標（平成30年4月時点） 保育サービス利用児童数 40,000人増（平成26年度を含む）</p> | <p>保育サービスの拡充（認可保育所、認証保育所、認定こども園、定期利用保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）</p> <p>保育サービスの利用児童数 261,705人 （平成28年4月1日現在）</p> | <p>保育サービスの拡充（認可保育所、認証保育所、認定こども園、定期利用保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）</p> <p>保育サービスの利用児童数 277,708人 （平成29年4月1日現在）</p> |
| | | | | | 64 | 子育て推進交付金 | 福祉保健局 | <p>子育て支援の主体である市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう、すべての子どもと子育て家庭を対象とした支援を充実。</p> | <p>39市町村</p> | <p>39市町村</p> |
| | | | | | | 65 | <保育サービスの拡充>認可保育所 | 福祉保健局 | <p>保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの施設整備に要する費用を補助することにより、保育所の設置等を促進する。 賃貸物件を用いた保育所を新たに整備する場合の改修費等及び賃借料を補助することにより、保育所の設置を促進する。 株式会社やNPO法人など多様な主体による保育所の創設や定員増を伴う増改築等の施設整備に要する費用を補助することにより、保育所の設置等を促進する。</p> | <p>認可保育所施設数及び定員数 （H27.4.1現在）（H28.4.1現在） 2,184か所 2,342か所 216,699人 230,334人 増加施設数：158か所 増加定員数：13,635人</p> <p>賃貸物件による保育所整備事業 改修費等：116件、賃借料：217件 6,640人増（認可保育所定員13,635人増の内数） 多様な主体による保育所緊急整備事業 17件 935人増（認可保育所定員13,635人増の内数）</p> |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------|----|-------|-----|------|------|---|----------------|---|--|---|
| | | | | | 66 | <保育サービスの拡充> 認証保育所 | 福祉保健局 | 大都市特性に合わせた都独自の基準を満たし、都が認証した認可外保育施設に対して、運営費及び開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認証保育所の設置促進の取組を支援する。 借地等を活用して新たに認証保育所を整備する区市町村の取組を支援する。 | 認証保育所施設数・定員数 (H27.4.1現在) (H28.4.1現在) 699か所 663か所 23,873人 22,626人 | 認証保育所施設数・定員数 (H28.4.1現在) (H29.4.1現在) 663か所 631か所 22,626人 21,418人 |
| | | | | | 67 | <保育サービスの拡充> 認定こども園 | 福祉保健局 生活文化局 | 開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。 借地等を活用して新たに幼保連携型認定こども園等を整備する区市町村の取組を支援する。 | 認定こども園施設数・定員数 (H28.4.1現在) 93施設 109施設 17,808人 21,130人 増加施設数 16か所 増加定員数 3,322人 うち幼保連携型の保育を必要とする子どもの定員数 (H28.4.1現在) 21か所 2,138人 幼保連携型は、平成27年度から単一の施設種別に変更している。 うち幼稚園型の保育を必要とする子ども(ただし、認証保育所の定員は除く。)の定員数 (H28.4.1現在) 40か所 2,548人 | 認定こども園施設数・定員数 (H29.4.1現在) 109施設 120施設 21,130人 23,334人 増加施設数 11か所 増加定員数 2,204人 うち幼保連携型の保育を必要とする子どもの定員数 (H29.4.1現在) 27か所 2,715人 幼保連携型は、平成27年度から単一の施設種別に変更している。 うち幼稚園型の保育を必要とする子ども(ただし、認証保育所の定員は除く。)の定員数 (H29.4.1現在) 42か所 2,610人 |
| | | | | | 68 | <保育サービスの拡充> 定期利用保育事業 パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充 | 福祉保健局 | 認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育事業等を活用し、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を引き続き実施していく。 | 年間延べ利用児童数：173,825人【平成27年度決算ベース】 (29年1月確定予定(参考：166,595人【速報値】)) | 年間延べ利用児童数：168,589人【平成28年度決算ベース】 (年間延べ利用児童数：165,755人【平成28年度確定見込(速報値)】) |
| | | | | | 69 | <保育サービスの拡充> 家庭的保育事業 | 福祉保健局 | 平成27年度から新たに区市町村認可の保育事業として創設された家庭的保育事業を活用した区市町村による保育サービス拡充の取組を支援するとともに、都独自の家庭的保育事業に取り組む区市町村を引き続き支援することにより、家庭的保育事業の拡充を促進する。 | 定員16人減 2,559人(H27.4.1現在) 2,543人(H28.4.1現在) | 定員11人減 2,543人(H28.4.1現在) 2,532人(H29.4.1現在) |
| | | | | | 70 | <保育サービスの拡充> 小規模保育事業 | 福祉保健局 | 子ども・子育て支援新制度のもと、改正後児童福祉法第34条の15に基づき区市町村が認可する小規模保育事業に対して、その開設準備経費の一部を補助する。 | 84施設(区市町村を通じて改修費または賃借料を補助した施設数) | 30施設(区市町村を通じて改修費または賃借料を補助した施設数) |
| | | | | | 71 | <保育サービスの拡充> 居宅訪問型保育事業 | 福祉保健局 | 区市町村が認可する居宅訪問型保育事業を活用した区市町村による保育サービス拡充の取組を支援する。 | 実施自治体数5区 | 実施自治体数9区 |
| | | | | | 72 | <保育サービスの拡充> 事業所内保育事業 | 福祉保健局 | 子ども子育て支援制度における区市町村の認可を受けて事業所内保育事業を実施する事業者に対し事業所内保育施設の設置又は改修等に要する経費の一部を補助する区市町村に補助することにより、区市町村による事業所内保育事業を活用した保育サービス拡充の取組を支援する。 | 6区市(8事業所)の利用 | 8区市(13事業所)の利用 |
| | | | | | 73 | 待機児童解消区市町村支援事業 | 福祉保健局 | 待機児童解消に向けた区市町村の取組を広く支援する補助制度により、保育サービス拡充につながる取組を支援する。 | 49区市(23区26市) 決算額：7,796,465千円 | 41区市(23区18市) 決算額：13,806,824千円 |
| | | | | | 74 | 保育所等用地確保の支援 | 福祉保健局 | 所有地の減額貸付や、定期借地権設定に際して授受される一時金への補助、国有地や民有地を借り受ける場合の土地借料補助などにより、保育所等の整備を促進する。 | 所有地を活用した認可保育所の設置促進 事業者公募：3件 定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 3件 借地を活用した認可保育所等設置支援事業 8件 | 所有地を活用した認可保育所の設置促進 区市町村における事業者公募：1件 定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 1件 借地を活用した認可保育所等設置支援事業 14件 |
| | | | | | 再掲 | 子供家庭支援区市町村包括補助事業 (先駆的・選択的・一般事業) | 福祉保健局 | (*N01参照) | | |
| | | | | | 75 | 夜間保育事業 | 福祉保健局 | 保護者の就労等の事情により、夜間(おおよそ午後10時までの)ニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援する。 | 延長保育事業(午後10時までの開所) 14区市 夜間保育所 3区 計15区市(9区6市)(上記のいずれか又は両方を実施) | 延長保育事業(午後10時までの開所) 11区市 夜間保育所 3区 計14区市(9区5市)(上記のいずれか又は両方を実施) |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------|----|-------|-----|------|------|----------------------------|--------|--|---|---|
| | | | | | 76 | 延長保育事業 | 福祉保健局 | 保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援する。 | 51区市町 (23区26市2町) | 52区市町村 (23区26市2町1村) |
| | | | | | 77 | 休日保育事業 | 福祉保健局 | 保護者の就労形態の多様化により、日曜日、国民の祝日等のニーズに対応するため、休日保育に取り組む区市町村を支援する。 | 25区市(14区11市) | 25区市(13区12市) |
| | | | | | 78 | 病児保育事業の充実 | 福祉保健局 | 病中及び病気の回復期等において、集団保育が困難な乳児・幼児又は小学校に就学している児童を、病院や保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育を行う区市町村を支援し、病児保育を充実する。 病児ケア対応力向上支援事業により、地域の病児ケアの質的向上を推進する。<包括補助> 保育所等に通所している児童が体調不良となった場合において、病児保育施設の職員が保護者に代わって当該児童を病児保育施設まで送迎することで、病児保育施設利用の利便性の向上を図ると共に、安心して子育てができる環境を整備する<包括補助> 駅近郊等の利便性が高い場所で賃借物件によって病児保育事業を実施する場合に、賃借料等の一部を補助することで病児・病後児保育施設の整備促進を図り、安心して子育てができる環境を整備する。<包括補助> | 133か所 | 134か所 |
| | | | | | 79 | 都庁内に地域に開放した保育施設の設置 | 関係各局 | 民間事業者等に対して、地域に開放した事業所内保育施設の設置を一層促進するため、平成28年度に都自らがシンボリックな事業として、都内でも最大級の事業所である都庁内に保育施設を設置する。 | 平成27年11月に事業計画を公表し、平成28年3月に利用企業を決定。 (平成28年度10月に開所済み) | ・関係機関との調整・申請等の開設準備を実施。 ・平成28年8月に施設竣工、同年10月に開所。 |
| | | | | | 80 | 保育の質の確保 | 福祉保健局 | 認証保育所の質の確保・向上を図るため、運営指導を行うほか、認証保育所の施設長及び中堅保育士を対象とした研修や、家庭的保育者研修、居宅訪問型保育研修、病児・病後児保育研修、認可外保育施設に従事する職員を対象としたテーマ別研修等を実施。 | 【認証保育所等研修事業】 認証保育所施設長研修152人、認証保育所中堅保育士研修279人、家庭的保育者研修239人、認可外保育施設職員テーマ別研修5,332人 | 【認証保育所等研修事業】 認証保育所施設長研修136人、認証保育所中堅保育士研修271人、家庭的保育者研修118人、認可外保育施設職員テーマ別研修5,698人、居宅訪問型保育研修39人、病児・病後児保育研修64人 |
| | | | | | 81 | 保育サービス推進事業及び保育力強化事業 | 福祉保健局 | アレルギー児対応や育児困難家庭への支援などの特別保育や、地域子育て支援など、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村を支援する。 | 保育サービス推進事業 48区市町 810施設 保育力強化事業 45区市町 754施設 【平成27年度決算ベース】 | 保育サービス推進事業 49区市町 1,073施設 保育力強化事業 48区市町 877施設 【平成28年度決算ベース】 |
| | | | | | 82 | 保育人材の確保及び定着支援 | 福祉保健局 | 就職支援研修及び就職相談会の一体的な実施や就職支援セミナーの実施及び保育人材コーディネーターによる就職支援から定着支援までを行う。また、保育士資格取得支援、保育士修学資金貸付、保育従事職員宿泊借上げ支援、保育士等キャリアアップ補助などにより、保育人材の確保・定着を図る。 | 保育人材確保事業 就職支援研修・相談会 年6回実施(町田市、北区、練馬区、府中市、江戸川区、立川市) 参加者数 484名 / うち就職決定者71名 保育士就職支援セミナー (10回) 参加者数 285名 コーディネーター 4名配置(常勤1、嘱託2、非常勤1) 保育従事職員資格取得支援事業(7区1市実施) 保育従事職員宿泊借上げ支援事業(16区2市実施) | 保育人材確保事業 就職支援研修・相談会 年6回実施(立川市、台東区、町田市、世田谷区、武蔵野市、江東区) 参加者数 332名 / うち就職決定者40名 保育士就職支援セミナー (10回) 参加者数 266名 コーディネーター 4名配置(常勤1、嘱託3) 保育従事職員資格取得支援事業(9区2市実施) 保育従事職員宿泊借上げ支援事業(23区11市実施) |
| | | | | | 83 | 都立病院・公社病院における病児・病後児保育事業の実施 | 病院経営本部 | 区市町村が行う病児・病後児保育を支援するため、小児科のある都立・公社病院において、区市町村のニーズを踏まえた上で、病児・病後児保育事業を実施する。 | 都立墨東病院において、平成28年2月1日から、都立病院で初めて病児・病後児保育を開始。墨田区から事業を受託し、病院内に設置する病児・病後児保育室において保育が可能な病気の児童を預かり、一時的に保育を行っている。 | 都立墨東病院において、病児・病後児保育を引き続き実施。 【平成28年度実績】 ・実利用児童数96名 ・延利用児童数179名 |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------------------------------|----|-------|-----|------|------|----------------------------------|-------------------|---|---|--|
| (3) 認定こども園の充実 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 84 | 認定こども園の設置支援 | 福祉保健局 生活文化局 | <p>開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。 幼稚園又は保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が必要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定する。</p> | <p>認定こども園施設数・定員数 (H28.4.1現在) 93施設 109施設 17,808人 21,130人 増加施設数 16か所 増加定員数 3,322人</p> <p>うち幼保連携型の保育を必要とする子どもの定員数 (H28.4.1現在) 21か所 2,138人 幼保連携型は、平成27年度から単一の施設種別に変更している。</p> <p>うち幼稚園型の保育を必要とする子ども(ただし、認証保育所の定員は除く。)の定員数 (H28.4.1現在) 40か所 2,548人</p> | <p>認定こども園施設数・定員数 (H29.4.1現在) 109施設 120施設 21,130人 23,334人 増加施設数 11か所 増加定員数 2,204人</p> <p>うち幼保連携型の保育を必要とする子どもの定員数 (H29.4.1現在) 27か所 2,715人 幼保連携型は、平成27年度から単一の施設種別に変更している。</p> <p>うち幼稚園型の保育を必要とする子ども(ただし、認証保育所の定員は除く。)の定員数 (H29.4.1現在) 42か所 2,610人</p> |
| | | | | | 85 | 保育教諭の確保 | 福祉保健局 生活文化局 | <p>保育教諭とは、幼稚園教諭免許と保育士資格の両免許・資格併有者が、幼保連携型認定こども園に雇用(任用)されることに伴う任用職種である。幼稚園教諭免許、保育士資格の取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、保育教諭の確保を図る。</p> | <p>特例制度利用の実績 幼稚園教諭免許所有者における保育士資格取得 1,603人 保育士資格所有者における幼稚園教諭免許取得 418人</p> <p>補助制度の実績 保育従事職員資格取得支援事業【特例制度に対する補助】(4区1市実施)</p> | <p>特例制度利用の実績 幼稚園教諭免許所有者における保育士資格取得 859人 保育士資格所有者における幼稚園教諭免許取得 462人</p> <p>補助制度の実績 保育従事職員資格取得支援事業【特例制度に対する補助】(6区実施) 幼稚園教諭免許状取得支援事業【特例制度に対する補助】(1区実施)</p> |
| (4) 就学前教育と小学校教育との連携 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 再掲 | 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実 | 教育庁 | (*N056参照) | | |
| 目標3 「子供の成長段階に応じた支援の充実」 | | | | | | | | | | |
| (1) 子供の生きる力を育む環境の整備 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 86 | 「日本の伝統・文化理解教育推進事業」の実施 | 教育庁 | <p>郷土や国に対する愛着や誇りをもち、国際社会で信頼される日本人を育てる教育の充実を図るため、次の取組を推進する。 伝統・文化教育推進校の指定及びJET青年との交流を通じた日本の伝統・文化に関する教育の充実 都立高校において、都独自の教科・科目「日本の伝統・文化」を設定 日本の伝統・文化理解教育推進委員会を通じた学校の取組の充実 「日本の伝統・文化理解教育」に係る外部人材の活用支援</p> | <p>児童・生徒が日本の伝統・文化の良さを積極的に発信できる能力や態度を身に付けるための支援に向け、伝統・文化教育推進校200校を指定するとともに、小・中学校及び特別支援学校の推進校へ高等学校に配置しているJET青年を派遣し、互いの文化を尊重した交流を実施した。 各区市町村立学校及び都立学校の特色ある取組を全区市町村教育委員会及び各学校経営支援センターで情報を共有し、各地区の学校の取組の充実を図った。 都立学校35校に「日本の伝統・文化」に関する授業における外部講師の報償費を配付し、取組の充実を図った。</p> | <p>児童・生徒が日本の伝統・文化の良さを積極的に発信できる能力や態度を身に付けるための支援に向け、伝統・文化教育推進校250校を指定するとともに、小・中学校及び特別支援学校の推進校へ高等学校に配置しているJET青年を派遣し、互いの文化を尊重した交流を実施した。 推進校の取組の成果をまとめたリーフレットを作成し、都内の全公立学校及び区市町村教育委員会等へ配布することにより、取組の普及を図った。 都立学校48校に「日本の伝統・文化」に関する授業における外部講師の報償費を配付し、取組の充実を図った。</p> |
| | | | | | 87 | 地域スポーツクラブの設立・育成支援事業 | オリンピック・パラリンピック準備局 | <p>子供から大人まで、幅広い世代の都民が生涯にわたってスポーツに親しむ機会を拡大するため、地域住民自らが主体となって運営する地域スポーツクラブの設立・育成を支援する。 事業目標(32年度) 全区市町村で設置</p> | <p>51区市町村 128クラブ (22区:59クラブ、24市:64クラブ、2町:2クラブ、3村:3クラブ)</p> | <p>54区市町村 132クラブ (22区:59クラブ、24市:65クラブ、3町:3クラブ、5村:5クラブ)</p> |
| | | | | | 88 | 子育て世代向けのスポーツ教室等を実施する地域スポーツクラブの拡大 | オリンピック・パラリンピック準備局 | <p>子育て世代のスポーツ参加の促進並びに親子等でスポーツに親しむ地域のスポーツ環境の醸成を図ることを目的として、自ら企画・運営を行う都内の地域スポーツクラブの普及拡大を図る。 事業目標(32年度) 全クラブで実施</p> | <p>18地区、26クラブで27事業を実施</p> | <p>20地区、29クラブで29事業を実施</p> |
| | | | | | 89 | 総合的な子供の基礎体力向上方策の推進 | 教育庁 | <p>平成21年度に「子供の体力向上推進本部」を立ち上げ、平成22年6月に「総合的な子供の基礎体力向上方策」第1次推進計画を、平成25年2月に第2次推進計画を作成し、子供の体力向上を目指す取組を推進してきた。今後は、平成28年1月に策定した「アクションプラン to 2020」(第3次推進計画)に基づき、更なる取組の推進と検証を行う。 事業目標 体力合計点の東京都平均値を、小学生は都道府県別の上位、中学生・高校生は全国平均値程度まで向上させる。</p> | <p>子供の体力向上推進本部設置、平成28年1月に「アクティブプラン to 2020 総合的な子供の基礎体力向上方策第3次推進計画」を策定 東京都統一体力テスト実施...全公立学校対象(2,192校 929,185人)・実施報告書配布 第7回中学生「東京駅伝」大会実施 「一校一取組」運動の展開実践例報告書...12,130部配布 「コーディネーショントレーニング実践教材集」...2,000部配布</p> | <p>東京都統一体力テスト実施...全公立学校対象(2,184校 933,788人)・実施報告書配布 アクティブプラン to 2020 実践事例集...12,300部配布 「体力を高めるガイドライン」...2,200部配布 第8回中学生「東京駅伝」大会実施 全国体力・運動能力、運動週間等調査 都道府県順位 【小学生】男子18位、女子18位 【中学生】男子43位、女子41位</p> |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------|----|-------|-----|------|------|---------------------------------------|--------------|---|---|--|
| | | | | | 90 | オリンピック・パラリンピック教育の推進 | 教育庁 生活文化局 | 東京2020大会を、子供たちの人生にとってまたとない重要な機会と捉え、児童・生徒の良いところを更に伸ばし、弱みを克服するための取組を確実に推進するため、都内全公立学校及び私立学校でオリンピック・パラリンピック教育を実施する。 ＜オリンピック・パラリンピック教育＞ 4つのテーマ（オリンピック・パラリンピックの精神、スポーツ、文化、環境）と4つのアクション（学ぶ（知る）、観る、する（体験・交流）、支える）を組み合わせた多様な取組。 特に、次の5つの資質を重点的に育成。（ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚） | 4月 オリンピック・パラリンピック教育推進校の指定（600校） 7月 アスリート学校派遣事業「夢・未来」プロジェクトの実施（公立学校112校、私立学校10校） 12月 東京都「東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議」最終提言とりまとめ 1月 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針の策定 3月 オリンピック・パラリンピック学習読本、映像教材の作成・配布 | ・オリンピック・パラリンピック教育推進事業（全公立学校 約2,300校） ・オリンピック・パラリンピック教育重点校（100校） ・アスリート学校派遣事業「夢・未来」プロジェクトの実施（公立学校220校、私立学校10校） ・オリンピック・パラリンピック教育学習読本及び学習ノートを小学校4年生以上の全児童・生徒に配布及び活用（約67万冊） ・オリンピック・パラリンピック教育の考え方・進め方に関する全校説明会（10回） ・オリンピック・パラリンピック教育シンポジウムの実施（3回） ・オリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会（6回） ・パラリンピックススポーツ指導者講習会の実施（3回） |
| | | | | | 91 | スポーツ特別強化校の指定 | 教育庁 | 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京都開催を契機とし、スポーツの全国大会や関東大会への出場を目指す都立高校を増加させていくため、競技力の高い運動部活動のある学校を、「スポーツ特別強化校」と指定し、都立高校運動部活動全体の活性化と競技力の向上を一層推進する。 | 都立高校が全国大会や関東大会への出場及び都大会での上位進出を目指して、競技力向上を一層推進していくことを目的として、平成27年度に「スポーツ特別強化校」を23校50部指定した。 | 都立高校が全国大会や関東大会への出場及び都大会での上位進出を目指して、競技力向上を一層推進していくことを目的として、平成27年度に「スポーツ特別強化校」を23校50部指定した。 |
| | | | | | 92 | 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施 | 教育庁 | 児童・生徒の学力向上を図るため、次の取組を実施する。 学習指導要領に示されている目標や内容の実現状況及び読み解く力の定着状況を把握するため、小学校第5学年の児童及び中学校第2学年の生徒を対象に、国語、社会、算数・数学、理科、英語(中学校のみ)の調査を悉皆で実施する。 学力調査の結果を分析し、授業改善のポイントを示した報告書を作成し、全小・中学校に配布するとともに、教員向け及び保護者向けのリーフレットをそれぞれ作成し、配布する。 基礎的・基本的な事項の定着を図るため、「東京ベーシック・ドリル」の活用を推進する。 思考力・判断力・表現力等を一層育み、主体的に学習に取り組む態度を育てるため、「東京方式 1単位時間の授業スタイル(リーフレット)」を作成し、全小・中学校に配布するとともに、一層の授業改善を図る。 「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに沿った、効果的な習熟度別指導を推進する。 | 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施（7月2日） ・都内公立小学校 小5年 1,295校 88,995名 ・都内公立中学校 中2年 627校 74,349名 ・自校の教員による採点 ・個人票作成プログラム（個人票・学校票）及び採点要領の作成、配布 ・区市町村教育委員会及び全小・中学校向け報告書の作成、配布 ・教員向けリーフレット及び保護者向けリーフレットの作成、配布 「東京ベーシック・ドリル（中学校版）」の作成、全小・中学校への配布（CD）及びホームページへの掲載 「東京方式 1単位時間の授業スタイル（リーフレット）」の作成、全小・中学校への配布 「小学校算数、中学校数学及び英語における効果的な習熟度別指導」の研修会を開催 | 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施（7月7日） ・都内公立小学校 小5年 1,289校 87,598名 ・都内公立中学校 中2年 626校 73,281名 ・自校の教員による採点 ・個人票作成プログラム（個人票・学校票）及び採点要領の作成、配布 ・区市町村教育委員会及び全小・中学校向け報告書の作成、配布 ・教員向けリーフレット及び保護者向けリーフレットの作成、配布 「東京ベーシック・ドリルソフト」の作成、全小・中学校への配布（CD）及びホームページへの掲載 「東京方式 1単位時間の授業スタイル」に基づいた授業実践・協議会の開催 「小学校算数、中学校数学及び英語における効果的な習熟度別指導」の研修会を開催 |
| | | | | | 93 | 都立高校学力スタンダードに基づく指導 | 教育庁 | 具体的な学習目標を明示した「都立高校学力スタンダード」を参考に、都立高校が自校の学力スタンダードを作成・活用し、組織的・効果的な指導を実施する。 | 平成26年度から対象校172校において、「都立高校学力スタンダード」を参考にし、自校の「学力スタンダード」を生徒状況等に応じて作成し、明確な到達目標を定めている。学力調査等で生徒の学力を把握し、繰り返し指導することにより、学力を確実に定着させている。教科会の定例化、授業進度・生徒状況の共有化、考查問題の統一化が進み、組織的・効果的な指導及び評価を行う体制が整ってきており、引き続き確かな学力の定着を目指す。 | 平成26年度から対象校172校において、「都立高校学力スタンダード」を参考にし、自校の「学力スタンダード」を生徒状況等に応じて作成し、明確な到達目標を定めている。学力調査等で生徒の学力を把握し、繰り返し指導することにより、学力を確実に定着させている。教科会の定例化、授業進度・生徒状況の共有化、考查問題の統一化が進み、組織的・効果的な指導及び評価を行う体制が整ってきており、引き続き確かな学力の定着を目指す。学力向上データベースを構築し、各学校が学力調査問題を作成する上で参考とする標準問題を9月及び2月に保存を行った。 |
| | | | | | 94 | 都立専門高校技能スタンダードの実施 | 教育庁 | 専門高校において生徒が身に付けるべき主な技術・技能を示す「都立専門高校技能スタンダード」を活用した取組を全都立専門高校職業学科にて実施し、生徒の専門的な技術・技能の習得を徹底する。 | 平成27年度において全ての専門学校（職業学科）で実施した。 | |
| | | | | | 95 | 理数教育の推進 | 教育庁 | 科学の専門家から直接指導を受ける「東京ジュニア科学塾」の実施、理数イノベーション校の指定など、公立小・中・高校における理数教育を充実し、理数の専門的授業を通じ、科学技術分野に高い関心と知識をもつ児童・生徒を育成する。 | 【義務】 ・学力ステップアップ推進地域...指定した10区市が、基礎学力定着アドバイザー及び外部指導員を活用して学力向上のための取組を実施した。 ・中学生科学コンテスト...71校から161チームが参加。 ・東京都理科観察実験支援事業...平成27年度から3地区増の28区市町村が理科観察実験支援員を活用した。 ・小学生科学展...61区市町村が作品を出品した。 【高校】 ・理数イノベーション校として指定された学校は、探究活動の実施、大学や研究機関との連携、専門家による指導、科学の祭典の参加、各種コンテスト等への参加などの取組を通して、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性の育成を図った。 ・理数研究校として指定された学校は、理数に関するテーマについての研究を行うとともに、その成果を校内や各種科学コンテスト等での発表、科学の祭典への参加、サマーサイエンスセミナーへの参加を通して、理数に関して特色ある教育活動を推進するなど、理数好きの生徒の裾野の拡大を図った。 | 【義務】 ・学力ステップアップ推進地域...指定した10区市が、基礎学力定着アドバイザー及び外部指導員を活用して学力向上のための取組を実施した。 ・中学生科学コンテスト...71校から161チームが参加。 ・東京都理科観察実験支援事業...平成27年度から3地区増の28区市町村が理科観察実験支援員を活用した。 ・小学生科学展...61区市町村が作品を出品した。 【高校】 ・理数アカデミー校として指定された中高一貫教育校1校は、探究活動の実施・充実、国内の研究施設等における研修、教員研修、大学や研究機関との連携、科学の祭典等を通して、6年間一貫した教育活動を通して、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性の育成を図るとともに、組織体制の構築を図った。 ・理数イノベーション校として指定された3校は、探究活動の実施、大学や研究機関との連携、専門家による指導、科学の祭典の参加、各種コンテスト等への参加などの取組を通して、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性の育成を図った。 ・理数研究校として指定された学校は、理数に関するテーマについての研究を行うとともに、その成果を校内や各種科学コンテスト等での発表、科学の祭典への参加、サマーサイエンスツアー（3回）への参加を通して、理数に関して特色ある教育活動を推進するなど、理数好きの生徒の裾野の拡大を図った。 |
| | | | | | 96 | 学校教育におけるICT環境整備の促進 | 教育庁 生活文化局 | 学校教育におけるICT環境整備の促進により、児童・生徒の学習への意欲や関心を高め学力を向上させるとともに情報活用能力を育成する。 | 【教育庁】 出前ICT環境整備支援事業・ICTアドバイザー事業6地区18校で実施（1地区小学校2校、中学校1校） LAN工事整備支援事業129校で実施 【生活文化局】 私立学校ICT教育環境整備費補助 126校 | 【教育庁】 出前ICT環境整備支援事業・ICTアドバイザー事業6地区18校で実施（1地区小学校2校、中学校1校） LAN工事整備支援事業214校で実施 【生活文化局】 私立学校ICT教育環境整備費補助 181校 |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------|----|-------|-----|------|------|--------------------------------|--------------|--|---|---|
| | | | | | 97 | 道徳教育の推進 | 教育庁 | 東京都道徳教育教材集等の活用を図るとともに、公立小・中学校、中等教育学校及び特別支援学校における道徳の授業を保護者、都民及び教員に公開することを通じて、心の在り方について、学校・家庭・地域社会が話し合い、連携して道徳教育を推進する。 | 1,944校（全公立小・中学校、中等教育学校及び特別支援学校） 公開授業参観者数 477,675人 | 都内全ての区市町村立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校1,895校と、都立中学校・中等教育学校10校、区立特別支援学校3校及び都立特別支援学校23校の、計1,931校で実施。 授業公開への参加者数492,969人（過去最高）。 |
| | | | | | 98 | スクールサポーター制度 | 警視庁 | 児童・生徒の非行等を防止し、少年の健全育成を推進するため、スクールサポーターを警察署等に配置し、少年の非行・被害防止活動、非行からの立ち直り支援活動、学校等における児童等の安全確保対策、その他少年の健全育成上必要な活動を行う。 | 学校訪問（公立） 32,890回 （私立） 6,077回 各種非行防止活動 37,619回 児童生徒の安全確保対策 59,908回 環境浄化活動 6,827回 相談、警戒等その他の活動 9,590回 | 学校訪問（公立） 34,376回 （私立） 6,545回 各種非行防止活動 38,346回 児童生徒の安全確保対策 63,105回 環境浄化活動 7,553回 相談、警戒等その他の活動 9,208回 |
| | | | | | 99 | 親子ふれあい教室 | 教育庁 | 感動を共有し、親子のふれあいを促進するため、日本の伝統文化体験をはじめ自然体験・スポーツ活動等の親子を対象とした教室を開催する。 | 平成27年10月4日（日）開催 130組/260名参加 | 平成28年9月18日（日）開催 118組/236名参加 |
| | | | | | 100 | 奉仕体験活動の充実 | 教育庁 | 生徒が、奉仕体験を通して、社会の一員であることを実感して、規範意識や公共心を身に付けるために、都立高校全校で、奉仕体験活動を推進している。 | 全都立高等学校で奉仕体験活動を実施 | 平成27年度で事業終了 |
| | | | | | 101 | 思春期に係る相談、研修の実施 | 福祉保健局 | ひきこもりや不登校など、思春期の心の問題に対して、区市町村など地域の関係機関が連携して的確な対応が図られるよう、精神保健福祉センターは次のような技術的な支援を行う。 ・思春期・青年期の専門相談の実施 ・学校等の関係機関向けの事例検討会（研修）や、家族向けの家族講座の開催 | 思春期・青年期専門相談（家族講座等） 1,938件 思春期・青年期デイケア（ユースプロジェクト等） 各区市町村への会議・事例検討会等参加協力を通じた技術援助 研修の実施 都教職員研修センター主催研修への協力 リーフレットの作成・配布等 各精神保健福祉センターのホームページに掲載 | 思春期・青年期専門相談（家族講座等） 1,853件 思春期・青年期デイケア（ユースプロジェクト等） 各区市町村への会議・事例検討会等参加協力を通じた技術援助 研修の実施 都教職員研修センター主催研修への協力 リーフレットの作成・配布等 各精神保健福祉センターのホームページに掲載 |
| | | | | | 102 | HIV/エイズ・性感染症の予防啓発、相談・検査の実施 | 福祉保健局 | 都民のHIV/エイズや性感染症への理解を促進し予防を推進するため、パンフレット等を作成して保健所等で配布するとともに、東京都南新宿検査・相談室や東京都多摩地域検査・相談室、保健所において、HIV検査・性感染症検査や相談を行う。 | 1 普及啓発 対象別（一般都民、患者・感染者、外国人向け）パンフレット、リーフレットの作成・配布 新聞・雑誌・インターネットなどを活用した普及啓発の実施 東京都HIV検査・相談月間（6月1日～6月30日）における啓発活動の集中的展開 東京都エイズ予防月間（11月16日～12月15日）における啓発活動の集中的展開 同年代の仲間同士と一緒にHIV/エイズのことを考える、エイズ・ピア・エデュケーションの実施 豊島区池袋保健所のエイズ知ろう館に、エイズ啓発拠点「ふぉー・てぃー」を通年設置（原則無休） 繁華街で若者（勤労者を含む）を対象としたイベントを開催 2 相談・検査 東京都HIV/エイズ電話相談 14,763件 都保健所における相談・検査 2,054件 東京都南新宿検査・相談室 9,621件 東京都多摩地域検査・相談室 2,133件 | 1 普及啓発 対象別（一般都民、患者・感染者、外国人向け）パンフレット、リーフレットの作成・配布 新聞・雑誌・インターネットなどを活用した普及啓発の実施 東京都HIV検査・相談月間（6月1日～6月30日）における啓発活動の集中的展開 東京都エイズ予防月間（11月16日～12月15日）における啓発活動の集中的展開 同年代の仲間同士と一緒にHIV/エイズのことを考える、エイズ・ピア・エデュケーションの実施 豊島区池袋保健所のエイズ知ろう館に、エイズ啓発拠点「ふぉー・てぃー」を通年設置（原則無休） 繁華街で若者（勤労者を含む）を対象としたイベントを開催 2 相談・検査 東京都HIV/エイズ電話相談 10,127件 都保健所における相談・検査 2,003件 東京都南新宿検査・相談室 9,451件 東京都多摩地域検査・相談室 1,531件 |
| | | | | | 103 | エイズ理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットの作成・配布 | 教育庁 | 都立中学校、都立中等教育学校、都立高校、都立特別支援学校の児童・生徒を対象に、パンフレットを作成、配布することにより、エイズへの理解や予防を推進する。 | エイズ理解・予防に関するパンフレットを作成・配布し普及・啓発を図った。 小学校高学年用（1,200部）、中学生用（2,950部）、高校生用（52,950部） | エイズ理解・予防に関するパンフレットを作成・配布し普及・啓発を図った。 小学校高学年用（1,200部）、中学生用（2,950部）、高校生用（52,950部） |
| | | | | | 104 | 未成年者の喫煙防止対策 | 福祉保健局 教育庁 | 未成年者の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、次の事業を展開する。 中学生用リーフレットの作成・配布やホームページ等による普及啓発 小中高校生を対象にたばこの健康影響について考えてもらうためのポスター公募 未成年者向け喫煙防止教育普及事業 | 中学生用リーフレットの増刷及び配付 140,000部 （配付先）都内国公立私立中学校（1年生分のみ）及び中学生のいる特別支援学校等 都内在住又は在学の小学4年生から高校生までを対象に「未成年者喫煙防止ポスター」を募集。 応募総数 2,223点 （内訳）小学生の部 419点、中学生の部 1,661点、高校生の部 143点 | 中学生用リーフレットの増刷及び配付 136,000部 （配付先）都内国公立私立中学校（1年生分のみ）及び中学生のいる特別支援学校等 都内在住又は在学の小学4年生から高校生までを対象に「未成年者喫煙防止ポスター」を募集。 応募総数 1,418点 （内訳）小学生の部 358点、中学生の部 929点、高校生の部 131点 未成年者喫煙防止教育動画 2,400部 （配付先）都内国公立私立小・中学校及び小・中学生のいる特別支援学校等 |
| | | | | | | | 教育庁 | 全都立学校にて継続して敷地内全面禁煙を実施。 区市町村立学校の敷地内全面禁煙の割合が、全都平均では小学校92%、中学校78%となった。 未成年者喫煙防止リーフレットの作成・配布について、福祉保健局と協力して行った。 未成年者喫煙防止ポスターコンクールの学校への応募案内について、福祉保健局と協力して行った。 | 全都立学校にて継続して敷地内全面禁煙を実施。 平成28年度における区市町村立学校の敷地内全面禁煙の割合が、全都平均では小学校96.6%（28年度92%）、中学校91.2%（28年度78%）となった。 未成年者喫煙防止リーフレットの作成・配布について、福祉保健局と協力して行った。 未成年者喫煙防止ポスターコンクールの学校への応募案内について、福祉保健局と協力して行った。 | |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------|----|-------|-----|------|------|--------------------------------|------------|--|---|---|
| | | | | | 再掲 | 生涯を通じた女性の健康支援事業 | 福祉保健局 | (*N0.2参照) | | |
| | | | | | 105 | 地域における「こころの東京革命」の推進 | 青少年・治安対策本部 | 親が子供への「しつけ」を普通にしながら子供の規範意識を高くくんでいけるよう、都内区市町村が開催する子育て関連講座に、民間事業者と連携して多様な指導員を派遣する。 | 開催回数 198回 受講者 5,002人 | 開催回数 167回 受講者 3,463人 |
| | | | | | 106 | 学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進 | 教育庁 | 地域全体で子供の教育を支えるためには、学校・家庭・地域・社会が具体的に連携・協力する仕組みを構築する必要がある。このため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や国の学校・家庭・地域の連携協力推進事業を活用して、各区市町村において、地域全体で子供の教育を支える「学校支援ボランティア推進協議会」の設置を推進し、様々な教育活動に多様な地域人材の活用を促進する。 | 地域教育推進ネットワーク東京都協議会の加盟団体数(計477団体) 教育支援コーディネーターの基礎研修(2回実施) 学校支援ボランティア推進協議会の設置(23区市町 833校) | 地域教育推進ネットワーク東京都協議会の加盟団体数(計502団体) 教育支援コーディネーターの基礎研修(2回実施) 学校支援ボランティア推進協議会の設置(28区市町 915校) |
| | | | | | 107 | 東京都教育の日の設定による地域の協働の推進 | 教育庁 | 都民の教育に対する関心を高め、教育について共に考えるため、「東京都教育の日」(11月第1土曜日)を中心として、学校・家庭・地域が協働する取組を推進する。 | 普及啓発用ポスター・リーフレットの作成 各種イベントの開催 学校教育支援団体等への感謝状贈呈 東京都教育委員による学校訪問 その他、学校、地域等での様々な推進事業の実施 | 普及啓発用ポスター・リーフレットの作成 各種イベントの開催 学校教育支援団体等への感謝状贈呈 東京都教育委員による学校訪問 その他、学校、地域等での様々な推進事業の実施 |
| | | | | | 再掲 | 子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 | (*N0.39参照) | | |
| | | | | | 108 | 私立学校への助成 | 生活文化局 | 私立学校の教育条件の維持向上、在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。 私立高校等への修学にかかる保護者負担を軽減するため、公益財団法人東京都私学財団が行う授業料軽減事業助成等の経費を補助する。 | 私立幼稚園経常費補助 501園 私立小学校経常費補助 53校 私立中学校経常費補助 185校 私立高等学校経常費補助 237校 私立特別支援学校等経常費補助 189校 私立通信制高等学校経常費補助 8校 私立高等学校等特別奨学金補助 47,223人 等 | 私立幼稚園経常費補助 497園 私立小学校経常費補助 53校 私立中学校経常費補助 185校 私立高等学校経常費補助 236校 私立特別支援学校等経常費補助 198校 私立通信制高等学校経常費補助 8校 私立高等学校等特別奨学金補助 50,458人 等 |
| | | | | | 109 | 学校と家庭の連携推進事業 | 教育庁 | いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。また、児童・生徒や保護者への支援について専門的な助言を行う「スーパーバイザー」を学校に派遣する。 | 地域教育推進ネットワーク東京都協議会の加盟団体数 計432団体 教育支援コーディネーターの基礎研修 3回実施 学校支援ボランティア推進協議会の設置 23区市町 886校 | <実施地区>32区市(14区、17市、1町) <実施校>小学校173校、中学校119校、計292校 |
| | | | | | 110 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 教育庁 | いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、学校だけでは解決できない児童・生徒の問題行動等に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして支援を行うスクールソーシャルワーカーを区市町村及び都立学校に配置する。 | <区市町村> 46区市町(20区、23市、3町)にスクールソーシャルワーカーを配置 16人のスーパーバイザーを配置 <都立学校> 7人のスクールソーシャルワーカーを配置し、指定校13校を巡回して支援(1校担当:1人、2校担当:6人) | 50区市町(22区、25市、3町)にスクールソーシャルワーカーを配置 |
| | | | | | 111 | いじめ総合対策 | 教育庁 | 平成26年7月策定の「いじめ総合対策」では、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の各段階に応じた具体的な取組を定めている。各学校においては、いじめ問題の解決に向け、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭・地域住民、その他の関係者との連携の下、「いじめ総合対策」に示す取組を確実に実施していく。 | (1)リーフレット型教員研修資料「学校いじめ対策委員会の効果的な活用」の作成、全教職員への配布(平成27年4月) (2)「学校いじめ対策委員会」の取組状況に関する調査の実施(平成27年4月、6月) (3)平成27年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」実施(平成27年6月) (4)生活指導担当者連絡会[全公立学校の生活指導主任等を対象とした研修会]の実施(平成27年8月) (5)いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応に係る点検の実施(平成27年8月-9月) (6)東京都教育委員会いじめ問題対策委員会における審議(6月、7月、8月、11月、3月) | (1)平成27年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」実施(平成28年6月) (2)生活指導担当者連絡会[全公立学校の生活指導主任等を対象とした研修会]の実施(平成28年8月) (3)東京都教育委員会いじめ問題対策委員会における審議(7月、7月、11月、2月) (4)東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】の策定(平成29年2月) |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------|----|-------|-----|------|------|-------------------------|--------------|--|--|--|
| | | | | | 112 | スクールカウンセラー活用事業 | 教育庁 | いじめや不登校等の未然防止、改善、解決及び学校内の教育相談体制等の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有する者をスクールカウンセラーとして、都内公立小学校、中学校、高等学校全校に配置している。 | 【参考】スクールカウンセラーの配置 都内公立小学校全校（1,295校）、公立中学校全校（623校）、公立中等教育学校全校（6校）、都立高等学校全校（186校）にスクールカウンセラーを配置し、教育活動の改善等に役立てた。 | <配置の拡充> ・平成28年度～ 都立高等学校全日制・定時制それぞれに別途配置、昼夜間定時制に週2回配置 通信制課程に新たに配置 ・全配置校において年間勤務日数を 35日から38日に拡充 |
| | | | | | 113 | アドバイザースタッフ派遣事業 | 教育庁 | 専門家アドバイザースタッフ（臨床心理士等）や学生アドバイザースタッフを学校に派遣し、不登校や集団不応の悩みをもつ児童・生徒等を支援する。 | 専門家アドバイザースタッフ 派遣回数 98回（緊急支援 32回を含む。） 学生アドバイザースタッフ 派遣回数 557回 | 専門家アドバイザースタッフ 派遣回数 55回（緊急支援 27回を含む。） 学生アドバイザースタッフ 派遣回数 328回 |
| | | | | | 114 | 東京都教育相談センターいじめ相談ホットライン | 教育庁 | いじめ問題に悩む児童・生徒やその保護者等からの相談について、年間を通じて24時間体制で受け付け、相談者の心のケアや解決に向けた助言を行う。 | 平成27年度においても引き続き、365日、24時間受付の電話相談を実施した。 平成27年度のいじめを主訴にした電話相談は1,799回であり、電話相談における相談内容のうち、最も多い主訴であった。 このうち、夜間帯（午後9時から翌朝午前9時まで）におけるいじめを主訴にした電話相談は504回であった | 平成28年度においても引き続き、365日、24時間受付の電話相談を実施した。 平成28年度のいじめを主訴にした電話相談は2,067回であり、電話相談における相談内容のうち、最も多い主訴であった。 このうち、夜間帯（午後9時から翌朝午前9時まで）におけるいじめを主訴にした電話相談は663回であった |
| | | | | | 再掲 | 子供の読書活動の推進 | 教育庁 | (* N0.58参照) | | |
| | | | | | 115 | 防災教育の推進 | 教育庁 生活文化局 | 「防災ノート」（仮称）の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実や、都立高校における宿泊防災訓練の実施等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成する。 また、私立学校においては、「防災ノート」（仮称）の配布や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行う。 | 【教育庁】 東日本大震災を踏まえ、防災教育副読本「地震と安全」の配布対象を、従来の小学校3年生、同5年生、中学校1年生、高等学校1年生と特別支援学校の当該学年児童・生徒から、都内全小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に拡大した。 小学校5年生と中学校2年生を対象とした、防災教育補助教材「3・11を忘れない」を配布し、教科横断的に活用することで防災教育の推進を図った。 防災ノート「東京防災」を平成27年9月に136万部作成し、都内全ての公立・私立学校の児童・生徒に配布した。 「学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について」通知を发出するとともに「避難訓練の手引」を作成し、避難訓練の改善を進めてきた。現在、小学校、中学校、特別支援学校では、毎月1回、年間11回の様々な場面を想定した避難訓練及び安全指導を実施し、高等学校では、年間4以上の避難訓練を実施した。 平成24年度から、全都立学校に防災教育推進委員会を設置し、自校職員に加え、地元消防、警察、自治体、町会、自治会等の地域防災関係者を委員として、地域との連携体制を重視した防災教育を推進している。 【生活文化局】 私立学校安全対策促進事業費補助（防災力向上事業） 30校 | 【教育庁】 小学校5年生と中学校2年生を対象とした、防災教育補助教材「3・11を忘れない」を配布し、教科横断的に活用することで防災教育の推進を図った。 防災ノート「東京防災」を平成28年6月に136万部作成し、都内全ての公立・私立学校の児童・生徒に配布した。 平成24年度から、全都立学校に防災教育推進委員会を設置し、自校職員に加え、地元消防、警察、自治体、町会、自治会等の地域防災関係者を委員として、地域との連携体制を重視した防災教育を推進している。 【生活文化局】 私立学校安全対策促進事業費補助（防災力向上事業） 37校 |
| | | | | | 116 | JETプログラムによる外国人英語指導者等の配置 | 教育庁 生活文化局 | JETプログラムによる外国人の招致を、平成26年度の100人、平成27～28年度200人、平成29年度は220人へ拡大し、すべての都立高校に配置する。また招致を希望する私立学校に対し、必要経費を補助する。 生徒がネイティブから授業や学校行事等を通じて日常的に英語の指導を受けることにより、「聞く」「話す」力を向上させるとともに異文化理解の促進を図る。 | 【教育庁】 JET青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりする等、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、ランチタイム英会話を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高校及び中等教育学校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。 【生活文化局】 私立学校外国語指導助手活用事業費補助 143校143人 | 【教育庁】 JET青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりする等、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、ランチタイム英会話を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高校及び中等教育学校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。 【生活文化局】 私立学校外国語指導助手活用事業費補助 156校156人 |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------------------|----|-------|-----|------|------|---|-----------------------|--|---|--|
| | | | | | 117 | 海外留学支援事業 | 教育庁 生活文化局 | 都立高校生等を対象とした次世代リーダー育成道場により、様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、日本の将来を担うリーダーとなる人材を育てるため、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した上で、海外留学を経験させる。 また私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助する。 | 【教育庁】 「高校生留学フェア」（2日間）に900名の参加があり、留学の機運の醸成に貢献した。 第4期生の国内事前研修を20回以上実施した。 第3期生95名がアメリカ合衆国、第4期生100名がオーストラリアへの留学を開始した。 第2期生99名、第3期生96名が約10か月の留学から帰国、留学成果の報告等を行った。 【生活文化局】 私立高等学校海外留学推進補助 80校410人 | 【教育庁】 「高校生留学フェア」（2日間）に688名の参加があり、留学の機運の醸成に貢献した。 第5期生の国内事前研修を20回以上実施した。 第4期生98名がアメリカ合衆国、第5期生100名がオーストラリアへの留学を開始した。 第3期生95名、第4期生100名が約10か月の留学から帰国、留学成果の報告等を行った。 【生活文化局】 私立高等学校海外留学推進補助 92校512人 |
| | | | | | 118 | 都立国際高校での国際バカロレアコースの開設 | 教育庁 | 都立高校卒業後に、生徒が海外の大学に円滑に進学することを可能とするため、都立国際高校に開設した国際バカロレアコースにおいて、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を実施し、生徒に国際的に認められる大学進学資格（フルディプロマ）を取得させる。 | 平成27年4月から都立国際高校に国際バカロレアコースを開設し、第一期生の生徒に対して、ディスカッションなどを重視した双方向型による授業を英語で実施した。平成27年5月には、国際バカロレア機構の認定を取得した。 なお、平成28年度入学者選抜（第二期生）では、募集人員20名に対して94名の応募があった（応募倍率4.7倍）。 | 平成28年4月より第一期生に対してディプロマ・プログラムを開始した。また、教育スタッフの人材育成のため、国際バカロレア機構の開催するワークショップに教員を派遣した（延べ8人）。 平成29年度入学者選抜（第三期生）では、募集人員20名に対して93名の応募があった（応募倍率4.7倍）。 |
| | | | | | 119 | 「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の開設 | 教育庁 | 児童・生徒に海外生活や異文化を疑似体験させ、英語の楽しさや必要性を体感させることで学習意欲の向上を図ることを目的として「英語村（仮称）」を開設する。 | 平成27年4月に、「英語村に関する有識者会議」を設置し、「英語村（仮称）」の望ましい在り方について検討を行い、平成27年10月に報告書を公表した。 同報告書を踏まえ、平成28年3月に、実施方針及び募集要項を公表し、平成30年9月末までの開業に向け、整備・運営を行う民間事業者の公募を開始した。 | 整備・運営を行う民間事業者について審査委員会による審査を経て最優秀事業応募者を決定後、詳細内容について協議を行い、事業者、施設名称及び事業概要を決定した。 |
| | | | | | 120 | 東京グローバル・ユース・キャンブ | 教育庁 | 独立行政法人国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）と連携した都立高校生対象の体験研修を実施し、JICA訓練所における宿泊研修等を通じて、「国際社会の一員としての自覚」や「社会に貢献する意欲と主体的に行動する力」をもつ人材の育成を図る。 | 国際社会の一員としての自覚や、社会に貢献する意欲と主体的な行動力をもつ人材の育成を目的として、都立高等学校、都立中等教育学校（後期課程）の生徒（100名）に対し、JICAと連携した研修プログラム（事前研修、宿泊研修、事後研修、報告会）を実施した。 | 国際社会の一員としての自覚や、社会に貢献する意欲と主体的な行動力をもつ人材の育成を目的として、都立高等学校、都立中等教育学校（後期課程）の生徒（100名）に対し、JICAと連携した研修プログラム（事前研修、宿泊研修、事後研修、報告会）を実施した。 |
| (2) 次世代を担う人づくりの推進 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 121 | 子供向け舞台芸術参加・体験プログラム | 生活文化局 | 子供達が舞台芸術への親しみや芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、鑑賞・体験等で芸術家と直接触れ合う機会を提供する。 | オーケストラ メイン公演・ワークショップ（3月） 4,279人 アウトリーチ（12月～3月） 延べ17回 1,306人 児童演劇 メイン公演・ワークショップ（1月～3月） 5,974人 アウトリーチ（1月～3月） 延べ78回 5,294人 伝統芸能 メイン公演・ワークショップ（2月） 684人 アウトリーチ（11月） 延べ1回 242人 | オーケストラ メイン公演・ワークショップ（3月） 4,047人 アウトリーチ（1月～3月） 延べ10回 1,286人 児童演劇 メイン公演・ワークショップ（2月～3月） 4,354人 アウトリーチ（1月～3月） 延べ88回 6,670人 伝統芸能 メイン公演・ワークショップ（1月） 682人 アウトリーチ（11月） 延べ1回 349人 |
| | | | | | 122 | 芸術文化を通じた子供たちの育成 | 生活文化局 | 子供たちに、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を製作・発表する機会を提供する。 | ワークショップ参加者数 1,178人 鑑賞者数等 16,357人 | ワークショップ参加者数 1,179人 鑑賞者数等 18,605人 |
| | | | | | 123 | 中学生の職場体験 | 青少年・治安対策本部 教育庁 | 中学生に社会の一員としての自覚を促し、働くこと、学ぶことの意義に気付かせるために、全公立中学校等における職場体験の実施を目標に、職場体験庁内推進会議や業界団体等による職場体験推進協議会を設置するなどして、職場体験の拡大実施を促す。 | 都内全公立中学校数：626校（中等教育学校、都立高等学校附属中学校を含む） 参加学校数：626校（対象学年在籍の全校） 参加生徒数：77,470人 参加校内訳：5日以上実施187校、3～4日実施349校、1～2日実施90校） ・全公立中学校数（中等教育学校、都立高等学校附属中学校を含む）626校 ・参加学校数 626校（対象学年在籍の全校） （内訳 5日以上：187校 3～4日：349校 1～2日：90校） ・参加生徒数 77,470人 | 都内全公立中学校数：624校（中等教育学校、都立高等学校附属中学校を含む） 参加学校数：624校（対象学年在籍の全校） 参加生徒数：77,008人 参加校内訳：5日以上実施187校、3～4日実施351校、1～2日実施86校 ・「中学生の職場体験」都庁内推進会議 開催（都庁内職場体験受入部局による職場体験の検討・協議会） ・第1回「中学生の職場体験」推進協議会 開催（職場体験受入諸団体による職場体験推進に向けた協議会） ・「中学生の職場体験」発表会の開催（第2回推進協議会を兼ねる。功労事業所の表彰、事業所や学校関係者によるパネルディスカッション、学識経験者による講演等） ・都内全公立中学校等（624校、都立学校含む）で職場体験を実施。参加生徒数：7万7008人 ・参加校内訳：5日以上実施187校、3～4日実施351校、1～2日実施86校） ・受入協力事業所数2,445（前年度比15か所増） |
| | | | | | 124 | 都立高校における人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会（仮称）」の実施 | 教育庁 | 教科「奉仕」に道徳教育やキャリア教育を加えた新教科「人間と社会（仮称）」を全都立高校で実施し、人間としての在り方生き方に関する教育を通じて、規範意識と社会貢献意識を向上させる。 | 「人間と社会」推進者研修7回実施 研究開発委員会教育課題高等学校人間としての在り方生き方に関する教育部会指導資料説明会実施 「人間と社会」教科書を作成 「人間と社会」指導資料を作成配布 | ○推進者研修でアクティブ・ラーニング型の「人間と社会」の授業の普及 「人間と社会」指導資料増補版の作成配付 |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------|----|-------|-----|------|------|---------------------------------------|------------|--|---|---|
| | | | | | 125 | 勤労観・職業観育成推進プラン | 教育庁 | 高校生の勤労観、職業観を育成するために、国際ロータリーとの連携事業や、技能習得型インターンシップの実施等により、インターンシップの充実・拡大を図る。 | 研究教育開発委員会人間としての在り方生き方に関する新教科部会指導資料説明会（1月、東京都教職員研修センターにて開催） キャリア教育推進 ・技能習得型インターンシップの実施 ・キャリア教育年間指導計画（全体計画）の作成 ・国際ロータリーと連携したインターンシップの実施 （国際ロータリーとの連携によるインターンシップ：都立高校20校参加） | キャリア教育推進 ・東京都独自教科「人間と社会」の実施 ・技能習得型インターンシップの実施 ・キャリア教育年間指導計画（全体計画）の作成 ・国際ロータリーと連携したインターンシップの参加校の取組が評価され、キャリア教育優良校として文部科学省から表彰された。 |
| | | | | | 126 | 高等学校「家庭」における保育体験活動の充実 | 教育庁 | 都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が協力して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実する。 | 少子化の進展を踏まえ、家庭科の学習において実践的・体験的な、コミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図っている。 | 少子化の進展を踏まえ、家庭科の学習において実践的・体験的な、コミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図っている。 |
| | | | | | 127 | 小・中学校の不登校対策事業 | 教育庁 | 不登校の子供たちの在籍校への復帰や社会的自立を促すために、家庭や地域・社会との連携を図りながら、社会貢献に向けた意識を育成することなどを通じ、児童・生徒の自己肯定感を高め、将来、社会的に自立していくことができるような教育を推進する。 | ・都内公立小学校・中学校における不登校に関する実態調査を実施 ・「不登校・中途退学対策検討委員会」を設置し、報告書を作成 | ・小・中学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置を支援するなど、不登校の支援体制を強化する都モデル事業を展開（1年目） ・教育支援センターの機能を強化する文科省モデル事業を展開 ・教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会の設置・運営を行い、平成29年2月に「教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会 報告書」を全区市町村教育委員会に配布 ・教育支援センターにおける指導内容・方法の充実を目的とし、民間のノウハウ等を活用した講座を試行実施 ・教育委員会とフリースクール等民間施設・団体との意見交換会を実施 ・不登校・若者自立支援フォーラムにおいて、若者を支援する団体の職員をパネリストとして採用し、民間の取組に関する理解を促進 |
| | | | | | 128 | 都立学校における不登校・中途退学対策（都立学校「自立支援チーム」派遣事業） | 教育庁 | 生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を設置し、都立学校に派遣する。 「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）を訪問するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携して就労や再就学に向けた支援を行う。 | 平成28年度新規事業 | 不登校・中途退学に関する課題を抱えた2,200人を超える生徒を支援し、そのうち約58%のケースについて不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等の一定の成果に結びついた。 ユースソーシャルワーカーと自立支援担当教員との連携が進み、不登校・中途退学対策の校内体制の構築が行われた学校では、生徒の入学直後から個々の課題に応じた対応を進めることができた。 やむなく中途退学した生徒についても、NPOと連携した切れ目のない支援を行うことにより都立高校への再入学、高校卒業認定資格の取得や就職決定に導くことができた。 |
| | | | | | 129 | ひきこもり等社会参加支援事業 | 青少年・治安対策本部 | ひきこもりで悩んでいる若者やそのご家族、友人等を対象とした電話相談やメール相談、訪問による相談を行うとともに、NPO法人等と協働して「ひきこもり等の若者支援プログラム」に基づく各種の支援事業を実施している。 | 【相談窓口の運営】 電話相談：新規登録者数 621人（相談件数 4,095件） インターネットメール相談：新規登録者数 229人（相談件数 1,125件） 携帯メール相談：新規登録者数 80人（相談件数 325件） 訪問相談：新規申込件数 35人 【ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業】 支援プログラムに沿って支援を行うNPO法人等の登録制度に17団体が参加 | 【相談窓口の運営】 電話相談：新規登録者数 461人（相談件数 4,180件） インターネットメール相談：新規登録者数 185人（相談件数 997件） 携帯メール相談：新規登録者数 58人（相談件数 189件） 訪問相談：新規申込件数 39人 【ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業】 支援プログラムに沿って支援を行うNPO法人等の登録制度に19団体が参加 |
| | | | | | 130 | 地域におけるひきこもり等対策推進事業 | 青少年・治安対策本部 | ひきこもり等の若者やそのご家族から相談を受け付ける体制を整備する区市町村に対して、費用の一部を補助するほか、区市町村職員向け研修会や情報交換会を行い、住民に身近な地域での相談体制の整備を推進する。 | 区市町村における若者の自立等支援体制整備事業：3区市 区市町村職員向けの研修の開催：3回 地域支援者向け講習会の開催：2回 | 子供・若者自立等支援体制整備事業：2区 区市町村職員向けの研修の開催：3回 地域支援者向け講習会の開催：2回 |
| | | | | | 131 | 若者の非社会的行動に係る対策事業 <若者総合相談支援事業> | 青少年・治安対策本部 | 近年、少子高齢化、情報化、国際化等の進展により、若者を取り巻く環境が大きく変化し、社会的自立に困難を有する若者のもつ背景は、これまで以上に複雑化・深刻化している。そこで、平成29年7月より新たに「東京都若者総合相談センター」を開設し、電話・メール相談に加えて来所相談を開始する。幅広い分野にまたがる若者の問題の一次的な受け皿として相談を受け付けた上で、細やかに確実な見立てを行い、適切な支援機関につなぐことにより、若者の社会的自立を後押しする。 | 電話相談：相談件数 3,416件 メール相談：相談件数 490件 派遣型面接相談：実施件数 5件 | 電話相談：相談件数 4,163件 メール相談：相談件数 390件 派遣型面接相談：実施件数 7件 |
| | | | | | 132 | 非行少年の立ち直り支援事業 <若者総合相談支援事業> | 青少年・治安対策本部 | 少年が再犯の道に陥ることを防ぎ、将来の犯罪発生を予防し、非行少年及び少年院出院者をはじめとする非行歴のある少年の立ち直りを地域で支援するため、更生保護活動に当たる保護司との連携や、普及啓発活動を行っている。 | 非行少年立ち直りワンストップセンター「びあすば」の運営 平成27年度相談・支援人数：（延べ）538人 非行少年立ち直り支援啓発講演・シンポジウムの実施：1回 協力雇用主制度の普及・啓発 区市町村に対する広報協力依頼通知文の発出 | 非行少年立ち直りワンストップセンター「びあすば」の運営 平成28年度相談・支援人数：（延べ）406人 非行少年立ち直り支援啓発講演・シンポジウムの実施：1回 協力雇用主制度の普及・啓発 区市町村に対する広報協力依頼通知文の発出 |
| | | | | | 133 | 生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援 | 福祉保健局 | 生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づく「子供の学習支援事業」などの任意事業に取組む区市への体制整備を支援するとともに、都が実施主体となる町村部における生活困窮者支援の取組みにより、都内全域での支援体制を整備していく。 | 区市における実施状況（平成27年度） 27区市（17区10市） 西多摩福祉事務所における支援対象者数 18名（28年3月時点） | 区市における実施状況（平成28年度） 39区市（23区16市） 西多摩福祉事務所における支援対象者数 38名（29年3月時点） |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------------------------------------|----|-------|-----|------|------|--|-------|---|---|---|
| | | | | | 134 | 受験生チャレンジ支援貸付事業 | 福祉保健局 | 学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援する。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除される。 | 貸付決定件数 10,231件 | 貸付決定件数 9,282件 |
| | | | | | 135 | 被保護者自立促進事業 | 福祉保健局 | 小中学生及び高校生のいる生活保護受給世帯に向けて、学習塾等の費用（小中学生のみ）、学習・相談ボランティアの派遣費用、ボランティア体験イベントや社会教養セミナー等への参加費用等を支給する。実施については、都が定めた要件の範囲内において、区市が要綱等を定めて行う。 | 協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。 | 協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。 |
| | | | | | 136 | 若年者の雇用就業支援事業 | 産業労働局 | 進路決定前の時期に、高校生の就業意識を醸成する啓発講座を、学校の要望に沿って実施することで、将来の安定就労の一助とする。 東京しごとセンターにおいて、若年フリーター向けに、きめ細かなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行うとともに、若者と企業の出会いの場の提供等の事業を実施する。また、早期の就職促進を図るため、職業意識の啓発や、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を実施する。 | ヤングコーナー利用者数 新規：11,450人、再来：66,027人 就職者数：6718人 | ヤングコーナー利用者数 新規：10,264人、再来：60,240人 就職者数：6630人 |
| | | | | | 137 | 若年者職業能力開発訓練 | 産業労働局 | 25歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施することで、若年者の就業を支援する。 また、新たに、訓練カリキュラムに複数の業種の内容を取り入れることにより、多様な職業を理解させ、自己の適性にあった就業先の業種が選択できるようにする訓練を展開していく。 | 入校 72人、修了 54人、就職 30人 | 入校 90人 |
| (3) 放課後の居場所づくり | | | | | | | | | | |
| | | | | | 138 | 学童クラブ運営費補助事業 | 福祉保健局 | 就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援していきます。 都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や保育士等有資格者の配置を基本とし、学童クラブのサービス向上を図ります。 事業目標（31年度末（32年5月）） 登録児童数 12,000人増 | 登録児童数 95,741人（平成28年5月1日現在） | 平成29年5月1日現在の登録児童数は集計中 |
| | | | | | 139 | 学童クラブの設置促進 | 福祉保健局 | 小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設を活用して、学童クラブ事業を新たに実施するための改修及び設備の整備等を行う事業、または既に学童クラブ事業を実施している場合において受入児童数の増加に伴って必要となる改修、設備の整備等に対する補助を実施することで、学童クラブの設置を促進します。 | 1,742か所（平成28年5月1日現在） 余裕教室等を活用した学童クラブの整備 89か所 | 平成29年5月1日現在の学童クラブ数は集計中 余裕教室等を活用した学童クラブの整備箇所数は集計中 |
| | | | | | 140 | 児童館等整備費補助 | 福祉保健局 | 児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館及び学童クラブの整備を行う区市町村の取組を支援します。 | 児童館（創設）1施設（改築）3施設（大規模修繕）7施設 学童クラブ（創設）8クラブ（改築）3施設（大規模修繕）1施設 | 児童館（創設）1施設（改築）3施設（大規模修繕）8施設（拡張）1施設 学童クラブ（創設）19クラブ（改築）6クラブ（大規模修繕）2クラブ（拡張）1クラブ |
| | | | | | 141 | 放課後児童支援員認定資格研修 | 福祉保健局 | 学童クラブに従事しようとする者が、放課後児童支援員として必要な知識や技能を習得できるよう研修を実施します。 | 4クール（1クール4日間）実施 受講者数1,218名、修了者1,188名、一部科目修了者30名 | 10クール（1クール4日間又は8日間）実施 受講者数2,531名、修了者2,470名、一部科目修了者61名 |
| | | | | | 142 | 放課後子供教室 | 教育庁 | すべての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。 事業目標（31年度） 全小学校区に設置 | 55区市町村（23区26市5町1村） 1,112小学校区（全1,292小学校区）1,158教室で実施 八王子市を含む。 | 55区市町村（23区26市5町1村） 1,145小学校区（全1,286小学校区）1,200教室で実施 八王子市を含む。 |
| 目標4 「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」 | | | | | | | | | | |
| (1) 児童虐待の未然防止と対応力の強化 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 再掲 | 要支援家庭の早期発見に向けた取組 | 福祉保健局 | (*N0.37参照) | | |
| | | | | | 再掲 | 子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 | (*N0.39参照) | | |
| | | | | | 再掲 | 要支援家庭を対象としたショートステイ事業 子供家庭支援区市町村包括補助事業 | 福祉保健局 | (*N0.43参照) | | |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-----------------------|----|-------|-----|------|------|----------------------------------|-------|---|---|---|
| | | | | | 143 | 児童相談所の体制と取組の強化 | 福祉保健局 | 児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護、保護者の支援・指導、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していきます。 | 児童福祉司13名の増員 専門機能の強化 ・児童福祉司任用資格認定講習会の実施 家族再統合のための援助事業の実施 | 児童福祉司13名の増員 専門機能の強化 ・児童福祉司任用資格認定講習会の実施 家族再統合のための援助事業の実施 |
| | | | | | 144 | 医療機関における虐待対応力の強化 | 福祉保健局 | 児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行う。 | 平成27年度専門研修（児童虐待対応） 実績...5回実施（参加者数（延数）：1276名） 平成27年度地域における虐待対応力向上研修実績...10回実施（参加者数（延数）：404名） 平成27年度CAPS設置病院連絡会実績...1回実施 平成27年度児童相談所による訪問研修実績...7回実施 | 平成28年度児童虐待対応研修実績：計7回実施（基礎講座2回+専門講座5回） 参加者延数1653名 平成28年度CAPS設置病院連絡会実績：1回実施 平成28年度児童相談所による訪問研修実績：5回実施 |
| | | | | | 145 | 児童虐待防止の普及啓発 | 福祉保健局 | 児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行う。 | オレンジリボン配布 啓発用リーフレット配布 啓発用反射リボンループ配布 その他啓発用グッズ作成・配付 民間企業等との連携 各地域における普及啓発活動 都営地下鉄全線の全車両内で窓上ポスターを掲 | オレンジリボン配布 啓発用リーフレット配布 啓発用反射リボンループ配布 その他啓発用グッズ作成・配付 民間企業等との連携 各地域における普及啓発活動 都営地下鉄全線の全車両内で窓上ポスターを掲 |
| | | | | | 146 | 子供の権利擁護体制の強化 | 福祉保健局 | 様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の実施などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化する。 | 電話相談実績 1,940件 専門員取扱件数 30件 メッセージダイヤル受付件数 1,190件 | 電話相談実績 1,516件 専門員取扱件数 13件 メッセージダイヤル受付件数 915件 |
| (2) 社会的養護体制の充実 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 147 | 家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム）の推進 | 福祉保健局 | 平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう、養育家庭等、ファミリーホーム、グループホームにおける普及啓発、登録・委託等を促進していく。 家庭における養育環境と同様の養育環境において、より多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭等への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進する。 養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施する。 児童養護施設が地域の住宅を活用し、家庭的な環境で養育を行うグループホームについて、引き続き設置を進める。 事業目標（29年度） ファミリーホームを29か所（うち法人型12か所）設置する。 | 【平成28年3月末現在】 養育家庭等（登録数：728家庭、委託児童数：398人） ファミリーホーム（設置数：18ホーム、入所児童数：82人） グループホーム（設置数：138ホーム、入所児童数：832人） 社会的養護に対する家庭的養護の割合 32.9% | 【平成29年3月末現在】 養育家庭等（登録数：742家庭、委託児童数：419人） ファミリーホーム（設置数：18ホーム、入所児童数：83人） グループホーム（設置数：141ホーム、入所児童数：844人） 社会的養護に対する家庭的養護の割合 33.8% |
| | | | | | 148 | 児童福祉施設の整備 | 福祉保健局 | 児童養護施設等への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進める。 | 本園の整備：改築3件、大規模修繕2件 養護児童グループホーム：改築1件、新規開設時の初度設備整備3件、転居時の初度設備整備7件 | 本園の整備：改築6件、大規模修繕2件、創設1件 養護児童グループホーム：改築2件、新規開設時の初度設備整備4件、転居時の初度設備整備2件 28国補正予算分：ステップルーム1件、防犯対策事業9件 |
| | | | | | 149 | サテライト型児童養護施設の設置 | 福祉保健局 | 施設不在地域にグループホーム等の設置を促進するため、グループホーム等の後方支援員を配置したサテライト型児童養護施設を設置し、併せて地域の支援の強化を図る。 事業目標 29年度までに3か所 | 実績なし | 2施設実施 |
| | | | | | 150 | 専門機能強化型児童養護施設制度 | 福祉保健局 | 虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大する。 事業目標（29年度） 全民間児童養護施設（53か所） | 専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 45か所 | 専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 45か所 |
| | | | | | 151 | 連携型専門ケア機能モデル事業 | 福祉保健局 | 都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行を行う。 | 連携型専門ケア機能の試行の実施 | 入所実績 8名/定員12名（平成29年度3月1日現在） |
| | | | | | 152 | 児童養護施設等の人材育成 | 福祉保健局 | 多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設等が実施する人材育成のレベルアップを支援する。 | 基幹的職員研修の実施 | 基幹的職員研修の実施 |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|---------------------------|----|-------|-----|------|------|--------------------------------|-------|--|--|---|
| | | | | | 153 | 東京都児童自立サポート事業 | 福祉保健局 | 児童福祉司と民生・児童委員、主任児童委員が支援チームを結成し、児童が施設を退所する約半年前から退所後約半年までの約1年間、児童と家庭の意向を踏まえた上で事業を実施する。 | 児童入所中・退所後の支援を継続実施 1ケースを支援 | 児童入所中・退所後の支援を継続実施 1ケースを支援 |
| | | | | | 154 | フレンドホーム事業 | 福祉保健局 | 児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子どもの健やかな育成を図る。 | 449家庭 | 418家庭 |
| | | | | | 155 | 専門養育機能強化型乳児院制度 | 福祉保健局 | 精神科医師や治療指導担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど養育機能を強化した専門養育機能強化型乳児院を試行し、被虐待児、病児弱児、障害児等心身に問題を抱えた乳幼児の心身の回復を図り、その保護者等に対する支援を充実することにより、入所児童の家庭復帰の促進を図る。 | 乳児院 1か所でモデル事業実施(平成27年度～平成28年度) | 乳児院 1か所でモデル事業実施(平成27年度～平成28年度) |
| | | | | | 156 | 養護児童に対する自立支援機能の強化 | 福祉保健局 | 児童養護施設等入所児童に対する学習・進学支援の充実や、児童養護施設に入所している自立支援コーディネーターによる支援の充実を図る。 児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置する。 施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集まる場（ふらっとホーム）を提供する。 施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図る。 | 児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置し、児童の自立に向けた施設の支援体制を強化する。(53施設) 自立援助ホームにジョブ・トレーナーを配置し、児童等の就労定着等に向けた支援体制を強化する。(6ホーム) 児童福祉や就労支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。(2ヶ所) 児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行う。(1ヶ所) | 児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置し、児童の自立に向けた施設の支援体制を強化する。(56施設) 自立援助ホームにジョブ・トレーナーを配置し、児童等の就労定着等に向けた支援体制を強化する。(13ホーム) 児童福祉や就労支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。(2ヶ所) 児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行う。(1ヶ所) |
| | | | | | 157 | 自立生活スタート支援事業 | 福祉保健局 | 児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行う。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、2年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除される。 | 貸付決定件数 35件 | 貸付決定件数 41件 |
| | | | | | 158 | 被措置児童等虐待の防止・対応強化 | 福祉保健局 | 「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応する。 | 被措置児童等虐待受理件数37件 うち虐待に該当すると認められたもの 12件 受理件数のうち5件は28年度で継続調査 1件にて複数の児童の被害がある場合もあり | 被措置児童等虐待受理件数32件 うち28年度中に虐待に該当すると認められたもの 12件 うち29年度中に虐待に該当すると認められたもの 1件 |
| (3) ひとり親家庭の自立支援の推進 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 159 | 東京都ひとり親家庭支援センター事業 | 福祉保健局 | 相談体制の整備 ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・面会交流支援事業を実施する。 就業支援 ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会）、就業支援講習会、就業情報提供事業を行う。 ・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供などを行う。 | ひとり親家庭等の自立促進事業（就業相談4,451件 生活相談1,746件） 母子家庭及び寡婦自立促進講習会（パソコン講習会10回 受講者数177人） 母子家庭相談指導者研修会（実施回数10回 受講者数411人） 養育費相談（電話相談255件、専門相談221件） 面会交流支援(518件) | ひとり親家庭等の自立促進事業（就業相談4,983件 生活相談3,474件） 母子家庭及び寡婦自立促進講習会（パソコン講習会10回 受講者数168人） 母子家庭相談支援員研修会（実施回数10回 受講者数286人） 養育費相談（電話相談459件、専門相談349件） 面会交流支援(517件) |
| | | | | | 160 | 母子・父子自立支援員の資質の向上（母子・父子自立支援員研修） | 福祉保健局 | 身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子・父子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど総合的な支援力の向上を図る。 | 新任研修3回 現任研修4回 | 新任研修3回 現任研修3回 |
| | | | | | 161 | ひとり親家庭等生活向上事業 | 福祉保健局 | ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援する。 | (1)ひとり親家庭等相談支援事業 4区市 (2)生活支援講習会等事業 1市 (3)児童訪問援助事業(ホームフレンド事業) 1市 (4)学習支援ボランティア事業 4区市 (5)ひとり親家庭情報交換事業 1区 | 1 子供の生活・学習支援事業 9区市町村 2 ひとり親生活支援事業((1)相談支援事業(2)家計管理・生活支援講習会等事業(3)学習支援事業(4)情報交換事業) 1 4区市町村 |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------|----|-------|-----|------|------|----------------------------|-------|---|--|---|
| | | | | | 162 | 配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援 | 生活文化局 | 配偶者暴力被害者の自立生活再建のため、以下のとおり総合的な支援を実施する。 専門員を中心とする電話相談、面接相談（精神科医による相談・法律相談） 子供の心のダメージの早期回復を図るための子供広場事業 DV被害者が自立した生活を築くための講座 民間で被害者支援を行う人材に対する研修等の実施 被害者支援民間団体への活動支援（人材育成、施設機能の強化等） 区市町村におけるDV相談支援センター機能整備に対する支援等 | DV相談の実施（一般相談、特別相談） DV相談 5,625件 法律相談・精神科医相談 各週1回 配偶者暴力被害回復のための子ども広場 年13回 自立支援講座 こころのサポート研修・生活自立支援講座 48回、パソコン講座 18回 被害者自立支援民間人材育成 2回 DV防止等民間活動助成事業 12件 配偶者暴力対策区市町村支援事業 コーディネート研修 6回 | DV相談の実施（一般相談、特別相談） DV相談 4,818件 法律相談・精神科医相談 各週1回 配偶者暴力被害回復のための子ども広場 年13回 自立支援講座 こころのサポート研修・生活自立支援講座 48回、パソコン講座 18回 被害者自立支援民間人材育成 2回 DV防止等民間活動助成事業 6件 配偶者暴力対策区市町村支援事業 コーディネート研修 7回 |
| | | | | | 163 | 在宅就業推進事業 | 福祉保健局 | 在宅就業を希望するひとり親に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネーターがサポートを行う。 | 実績なし | 応募者総数43名の中から30名を被支援者として選定、支援完了は17名。月平均収入は8,508円であった。 |
| | | | | | 164 | 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | 福祉保健局 | ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進する。 事業目標（31年度） 62区市町村 | 4区2市13町村 | 6区4市13町村 |
| | | | | | 165 | 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業 | 福祉保健局 | 母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組む。 | 62区市町村 | 62区市町村 |
| | | | | | 166 | 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業 | 福祉保健局 | 母子家庭の母又は父子家庭の父の生活の安定に役立つ資格取得を促進するため、一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組む。 | 62区市町村 | 62区市町村 |
| | | | | | 167 | 母子・父子自立支援プログラム策定事業 | 福祉保健局 | 児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援する。 事業目標（31年度） 62区市町村 | 38区市（17区21市） | 36区市（16区20市、八王子市を含む） |
| | | | | | 168 | ひとり親家庭への相談窓口強化事業 | 福祉保健局 | 福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行う。 | 2区 | 4区1市 |
| | | | | | 169 | 東京都しごとセンター事業 | 産業労働局 | 東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援する。また、東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を実施する。 | 利用者数 新規 32,617人、再来 186,851人 就職者数 17,829人 | 利用者数 新規 30,874人、再来 181,379人 就職者数 17,480人 |
| | | | | | 170 | 公共職業訓練の実施（母子家庭の母等に対する職業訓練） | 産業労働局 | 母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図る。 | 入校 15人、修了 15人、就職 6人 | 入校 13人 |
| | | | | | 171 | ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 | 福祉保健局 | 家事や育児等の日常生活を営むのに著しく支障をきたしているひとり親家庭に対し、一定の期間、家事や育児などを行うホームヘルパーを派遣する市町村を支援する。 | 25市 | 25市 |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------|----|-------|-----|------|----------------------------|------------------------------|--|--|--|--|
| | | | | | 172 | ひとり親家庭の子供の学習支援の推進 | 福祉保健局 | ひとり親家庭の子供サポートモデル事業 ひとり親家庭に育つ子供（小学4年生から高校生）に対し、学習塾形式及び家庭教師派遣型の学習支援を行うとともに、子供の悩みを聞くなど生活支援を行い、子供の自立を支援する。 学習支援の推進 ひとり親家庭の子供の学習支援事業（学習支援ボランティア事業）又はひとり親家庭の子供も対象を含む生活困窮者自立支援法の学習支援事業について、都内全域での実施を推進する。 事業目標（31年度） 62区市町村 | ひとり親家庭の子供サポートモデル事業 学習塾型：41名、家庭教師派遣型：44名 学習支援の推進 学習支援実施自治体：27区市町村（生活困窮者自立支援法に基づく学習支援も含む） | 28年度から補助事業の再編を行い、家庭教師派遣型の学習支援事業については、ひとり親家庭生活向上事業の中に組み入れられた。 |
| | | | | | 再掲 | 生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援 | 福祉保健局 | (*N0.133参照) | | |
| | | | | | 再掲 | 受験生チャレンジ支援貸付事業 | 福祉保健局 | (*N0.134参照) | | |
| | | | | | 再掲 | 被保護者自立促進事業 | 福祉保健局 | (*N0.135参照) | | |
| | | | | | 173 | 都営住宅の優先入居 | 都市整備局 | ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設特別割当等により、住宅を提供する。 | 都営住宅の当選倍率の優遇制度 27年度募集戸数 2,950戸（世帯向け募集全体） ポイント方式による募集 27年度募集戸数 2,580戸（ポイント方式募集全体） 母子生活支援施設転出者向け特別割当て 27年度割当て戸数 52戸 | 都営住宅の当選倍率の優遇制度 28年度募集戸数 3,050戸（世帯向け募集全体） ポイント方式による募集 28年度募集戸数 2,580戸（ポイント方式募集全体） 母子生活支援施設転出者向け特別割当て 28年度割当て戸数 52戸 |
| | | | | | 174 | 母子生活支援施設等の支援力の向上 | 福祉保健局 | 母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成する。また、母子生活支援施設や婦人保護施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化する。 | ・基幹的職員育成 11名（母子生活支援施設分） ・研修参加費補助 48名（母子生活支援施設及び婦人保護施設分） | ・基幹的職員育成 4名（母子生活支援施設分） ・研修参加費補助 48名（母子生活支援施設及び婦人保護施設分） |
| | | | | | 175 | 施設に入所する子供の自立支援の充実 | 福祉保健局 | 養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図る。 | 572名（月ごとの述べ人数） | 489人（月ごとの延べ人数） |
| | | | | | 176 | 母子生活支援施設等の施設整備 | 福祉保健局 | 老朽化した母子生活支援施設・婦人保護施設について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進める。また、老朽化遊具の撤去やパソコン整備による学習環境の改善など、入居者の生活の改善に資する整備について、支援を行う。 | 大規模修繕 1施設 生活向上のための環境改善事業 9施設 | 改築 1施設 防犯対策 2施設 生活向上のための環境改善事業 4施設 |
| | | | | | 177 | 母子緊急一時保護事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 | 緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施する。 | 39区市町村 | 41区市町 |
| | | | | 178 | 児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付 | 福祉保健局 | ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭等を経済的に支援する。 ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援する。事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支援、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類 | 児童扶養手当 受給者数：80,493人（全部支給：43,410人 一部支給：37,083人） 対象児童数 116,912人 児童育成手当 受給者数：114,520人 対象児童数：161,847人 （育成手当：152,695人 障害手当：7,409人 育成+障害：1,743人） 母子及び父子福祉資金貸付実績：6,005件 | 児童扶養手当 受給者数：77,399人（全部支給：40,801人 一部支給：36,598人） 対象児童数 112,604人 児童育成手当 受給者数：112,709人 対象児童数：160,201人 （育成手当：151,228人 障害手当：7,226人 育成+障害：1,747人） 母子及び父子福祉資金貸付実績：5,654件 | |
| | | | | 179 | ひとり親家庭等医療費助成 | 福祉保健局 | ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援する。 | 【市町村部のみ】 （金額） 1,104,730 千円 （対象者数） 52,226 人 （助成件数） 626,270 件 | 【市町村部のみ】 （金額） 1,113,964 千円 （対象者数） 52,178 人 （助成件数） 637,879 件 | |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|---------------------|----|-------|-----|------|------|-----------------|-------|---|--|--|
| | | | | | 180 | 自立援助促進事業 | 福祉保健局 | 母子生活支援施設や婦人保護施設等を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進する。 | 事務費及び賠償金発生 | 賠償金発生件数 3件 |
| | | | | | 再掲 | 自立生活スタート支援事業 | 福祉保健局 | (*N0.157参照) | | |
| (4) 障害児施策の充実 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 181 | 短期入所事業の充実 | 福祉保健局 | 保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要ときに、障害児(者)が短期間、施設に入所して必要な支援を受ける。 事業目標(29年度) 220人分の短期入所整備(障害者分を含む) | 事業者数 238か所(うち児童 100か所) 定員数 921名(うち児童 472名) (平成28年3月31日現在) | 事業者数 247か所(うち児童 104か所) 定員数 963名(うち児童 499名) (平成29年3月31日現在) |
| | | | | | 182 | 児童発達支援 | 福祉保健局 | 未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。 | 260か所(平成28年3月31日現在) | 328か所(平成29年3月31日現在) |
| | | | | | 183 | 放課後等デイサービス | 福祉保健局 | 学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学中の障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。 | 612か所(平成28年3月31日現在) | 738か所(平成29年3月31日現在) |
| | | | | | 184 | 児童発達支援センターの設置促進 | 福祉保健局 | 地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの設置促進を図る。 事業目標(29年度) 10か所増 | 31か所(平成28年3月31日現在) | 32か所(平成29年3月31日現在) 【参考】平成29年4月1日現在34か所 |
| | | | | | 185 | 相談支援従事者研修 | 福祉保健局 | 1 初任者研修 下記の者を対象に研修を実施する。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。)における指定相談支援事業所において、相談支援専門員として従事しようとする者。 (2) 指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第547号)の2から4に該当する者。 (3) 法における指定障害サービス事業所等において、サービス管理責任者として従事しようとする者及び、児福法における指定通所支援事業所等において、児童発達支援管理責任者として従事しようとする者。 2 現任研修 下記の者を対象に研修を実施する。 (1) 都道府県又は指定事業者が実施する相談支援従事者初任者研修を修了した者。 (2) 過去に都道府県が実施する障害者ケアマネジメント研修を修了し、障害者自立支援法における都道府県が実施した相談支援従事者初任者研修において必要な講義研修(1日研修)を平成23年度までに受講修了した者。 | 1 初任者研修 2回 1,828名 2 現任研修 1回 315名 | 1 初任者研修 2回 1,835名 2 現任研修 1回 388名 |
| | | | | | 186 | 発達障害児等への支援の充実 | 福祉保健局 | 発達障害者支援体制整備推進事業 これまでの区市町村におけるモデル事業の成果の普及を図るとともに、支援機関に従事する専門人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、発達障害児(者)の福祉の増進を図る。 発達障害者支援センターの運営 発達障害児(者)及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。 | 発達障害者支援体制整備推進事業 推進委員会の運営、研修、シンポジウムの実施 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 34区市で実施 発達障害者支援センター運営事業 相談支援 2,917件、就労支援 409件、講演会等 7回開催 | 発達障害者支援体制整備推進事業 推進委員会の運営、研修、シンポジウムの実施 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 35区市で実施 発達障害者支援センター運営事業 相談支援 2,921件、就労支援 910件、講演会等 7回開催 |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------|----|-------|-----|------|------|----------------------------------|-------|---|--|--|
| | | | | | 187 | 障害児等療育支援事業 | 福祉保健局 | <p>在宅心身障害児(者)の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。</p> <p>在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児(者)に対する各種相談・指導を行う。</p> <p>在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児(者)に対し、各種相談・指導を行う。</p> <p>施設支援一般指導事業 障害児通園事業等及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。</p> | 8施設 (都立 3施設 民間 5施設) | 8施設 (都立 3施設 民間 5施設) |
| | | | | | 188 | 重症心身障害児(者)への支援の充実 | 福祉保健局 | <p>在宅の重症心身障害児(者)と家族のため、以下の支援策を実施する。</p> <p>重症心身障害児在宅療育支援事業 訪問看護及び訪問健診に加え、NICU等に入院している重症心身障害児が円滑に在宅生活に移行できるよう早期支援を行う。また、研修の実施等による訪問看護ステーションの拡充、関係機関との連携会議の開催等により在宅療育を支援する。</p> <p>短期入所事業及び通所事業における超重症児(者)・準超重症児(者)受入促進員の配置 濃厚な医療ケアを必要とする超重症児等の受入を促進するため、施設に対し、受入促進員の配置に必要な支援を行う。</p> | <p>重症心身障害児在宅療育支援事業 訪問看護(訪問看護 延11,270件他)、在宅療育相談事業、訪問看護師等育成研修事業、地域連携会議 短期入所事業及び通所事業における超重症児・準超重症児受入促進員の配置 短期入所受入促進員 7施設(延利用者数 9,310人)、通所受入促進員 7施設(延利用者数 16,753人)</p> | <p>重症心身障害児在宅療育支援事業 訪問看護(訪問看護 延11,297件他)、在宅療育相談事業、訪問看護師等育成研修事業、地域連携会議 短期入所事業及び通所事業における超重症児・準超重症児受入促進員の配置 短期入所受入促進員 7施設(延利用者数 8,970人)、通所受入促進員 7施設(延利用者数 18,177人)</p> |
| | | | | | 189 | 肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実 | 教育庁 | <p>都立肢体不自由特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童・生徒が増加しているため、常勤看護師に加え、18年度から非常勤看護師を配置している。また、23年度から非常勤職員(学校介護職員)の配置を進めており、28年度までに全校へ配置していく。これにより、教員の業務を見直し、役割を明確にするとともに、教員と学校介護職員等の専門家とのチームアプローチによる都独自の指導体制を構築する。</p> | <p>新たに3校(城南特別支援学校・村山特別支援学校・府中けやきの森学園)に学校介護職員を導入し、導入校を14校まで拡大した。</p> | <p>新たに3校(北特別支援学校・小平特別支援学校・町田の丘学園)に学校介護職員を導入し、既存の肢体不自由特別支援学校17校への導入を完了した。</p> |
| | | | | | 190 | 特別支援学校における障害の特性に応じた指導内容・方法の普及・啓発 | 教育庁 | <p>知的障害特別支援学校における一貫性のある自閉症教育の推進や、知的障害のある児童・生徒を対象とした教科指導及び各教科等を合わせた指導の指導内容・方法の充実を図る。</p> | <p>知的障害のある児童・生徒を対象とした教育内容・方法の充実事業において、教科別の指導と「各教科等を合わせた指導」との関係を整理しながら、教科指導の充実に向けたポイントや、生活単元学習の単元づくり・授業づくりで配慮すべきことをまとめた。</p> | <p>知的障害のある児童・生徒に対する各教科の指導において、「教科別の指導」と「各教科等を合わせた指導」の関係のあり方について検討委員会で協議・検討し、都立特別支援学校における知的障害教育の「望ましい教育課程の在り方」をまとめ、指導資料として配布した。</p> |
| | | | | | 191 | 特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の普及・啓発 | 教育庁 | <p>知的障害が中・重度の生徒の職業能力の開発・伸長に向けた教育内容の充実を図るとともに、保護者対象のセミナーを実施してキャリア教育に関する理解・啓発を図る。</p> | <p>年間2回実施し、述べ400名の参加者を得た。</p> | <p>年間2回実施し、述べ400名の参加者を得た。</p> |
| | | | | | 192 | 知的障害特別支援学校における職業教育の充実 | 教育庁 | <p>・職業教育の充実と職業的自立に対する生徒や保護者の高いニーズに適切に応えることができる教育環境を充実するために、知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部を設置する。当該高等部には、生徒全員の企業就労を目指す就業技術科を設置し、新たな教育課程を構築するとともに民間企業等と連携した職業教育の充実や就労支援の充実を図っていく。</p> <p>・知的障害が軽度から中度の生徒の職業的な自立を支援していくために、既存の就業技術科への出願状況等を踏まえて、高等部職能開発科の増設を図る。具体的には、1学年2～3学級程度の比較的小規模の職能開発科を地域バランスを配慮して設置する。</p> | <p>・水元小学園(高等部就業技術科)の開校(平成27年4月1日開校) ・青峰学園高等部就業技術科の学級数増に向けての準備(平成28年度から2学級増) ・港特別支援学校高等部職能開発科の設置準備(平成28年度開設予定)</p> | <p>・港特別支援学校高等部職能開発科の開設(平成28年度) ・青峰学園高等部就業技術科の学級数増(平成28年度から2学級増) ・「東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画」(平成29年2月策定)において、今後の職能開発科設置予定校を明らかにした。</p> |
| | | | | | 193 | 民間活力との連携による就労支援 | 教育庁 | <p>特別支援学校高等部生徒の企業就労を促進するため、現場実習先や就職先の開拓に関する情報収集を委託し、その情報の活用を図る。</p> | <p>実習先開拓の業務委託...668事業所 就労支援アドバイザー...25人に委嘱</p> | <p>民間委託により開拓された一般企業実習先は318事業所 就労支援アドバイザーとして30人に委嘱</p> |
| | | | | | 194 | 特別支援学校のセンター的機能の発揮 | 教育庁 | <p>特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒、保護者並びに保育所、幼稚園、小・中学校及び高等学校を適切に支援するため、特別支援学校は、各地域における特別支援教育のセンターとしての機能を発揮して、相談や情報提供等を実施する。</p> | <p>知的障害特別支援学校、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校(小・中学部設置校)49校で実施</p> | <p>知的障害特別支援学校、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校(小・中学部設置校)49校で実施</p> |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------------------------------|----|-------|-----|------|------|---------------------------|-------|--|---|---|
| | | | | | 195 | 公立学校における発達障害教育の推進 | 教育庁 | <p>公立学校に在籍する発達障害の全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行うことと、発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡充することを基本理念として、平成28年2月に東京都発達障害教育推進計画を策定した。</p> <p>さらに、東京都における特別支援教育の更なる充実を図るために、共生社会の実現に向けて、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加できる人間を育成することを基本理念とし、平成29年2月に東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画を策定した。</p> <p>これらの計画を基に公立学校における発達障害の児童・生徒に対する教育の充実を図っていく。</p> | <p>（1）平成28年度に公立小学校602校に特別支援教室を導入するための準備を行った。</p> <p>区市町村教育委員会に対して特別支援教室の導入に関する説明会を実施した。また小学校への特別支援教室の円滑な導入に向けた区市町村支援として、設置条件整備費補助事業を実施するとともに、特別支援教室の円滑な運営のために、新たに特別支援教室担当となる教員向けの異動前講習会、特別支援教室専門員の採用選考及び配置、臨床発達心理士等の巡回体制の構築を行った。（実績：設置条件整備費補助31区市町村に実施、異動前講習会出席者220名、専門員採用959名（平成28年度末現在））</p> <p>公立中学校については、平成30年度以降順次導入していくために、平成28年度、平成29年度の二か年のモデル事業を4区市で実施し、中学校における巡回指導体制や生徒一人一人の障害特性に応じた進学指導を含めた相談機能の在り方等について検証を行っている。</p> <p>（2）都立高校において教育課程外かつ学校外でソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を受けられる仕組みについて、コミュニケーションアシスト講座として、平成28年度に試行実施（平成28年10月、11月、計8回実施。）し、成果と課題の検証を行い、平成29年度からの本格実施につなげた。</p> <p>また、都立高校における通級による指導の実施について、学校教育法施行規則の一部改正（平成28年12月9日公布、平成30年4月1日施行）を受け、平成30年度からの開始を目指して、都立秋留台高校をパイロット校として検討を開始した。</p> | <p>（1）平成28年度に公立小学校380校への特別支援教室設置に向けた準備を行った。</p> <p>小学校への特別支援教室の円滑な導入に向けた区市町村支援として、設置条件整備費補助事業を実施するとともに、特別支援教室の円滑な運営のために、新たに特別支援教室担当となる教員向けの異動前講習会、特別支援教室専門員の採用選考及び配置、臨床発達心理士等の巡回体制の構築を行った。（実績：設置条件整備費補助31区市町村に実施、異動前講習会出席者220名、専門員採用959名（平成28年度末現在））</p> <p>公立中学校については、平成30年度以降順次導入していくために、平成28年度、平成29年度の二か年のモデル事業を4区市で実施し、中学校における巡回指導体制や生徒一人一人の障害特性に応じた進学指導を含めた相談機能の在り方等について検証を行っている。</p> <p>（2）都立高校において教育課程外かつ学校外でソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を受けられる仕組みについて、コミュニケーションアシスト講座として、平成28年度に試行実施（平成28年10月、11月、計8回実施。）し、成果と課題の検証を行い、平成29年度からの本格実施につなげた。</p> <p>また、都立高校における通級による指導の実施について、学校教育法施行規則の一部改正（平成28年12月9日公布、平成30年4月1日施行）を受け、平成30年度からの開始を目指して、都立秋留台高校をパイロット校として検討を開始した。</p> |
| | | | | | 196 | 小・中学校における特別支援教育の普及・啓発 | 教育庁 | <p>主に読み書きに障害のある児童の指導法の研究・開発や小・中学校に設置されている自閉症・情緒障害学級の教育課程の研究・開発を行う。</p> | <p>・読み書きに障害のある児童・生徒の指導の充実では、研究指定校を2校指定し、研究を進め、報告会にて実践を報告した。リーフレットを作成し、都内公立学校全教員に配布し、理解促進を図った。</p> <p>・自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の研究。開発では、研究指定校を3校指定し、研究を進め、報告会にて実践を報告した。指導資料を作成し、公立小・中学校及び特別支援学校に配布し、理解促進を図った。</p> | <p>・読み書きに障害のある児童・生徒の指導の充実では、研究指定校を2校指定し、研究を進め、報告会にて実践を報告した。リーフレットを作成し、都内公立学校全教員に配布し、理解促進を図った。</p> <p>・自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の研究・開発では、研究指定校を3校指定し、研究を進め、。リーフレットを作成し、都内公立学校に配布し、理解促進を図った。</p> |
| | | | | | 197 | 高等学校における特別支援教育の普及・啓発 | 教育庁 | <p>都立高等学校に在籍している特別な支援を必要とする生徒のために、都立高等学校と都立特別支援学校が連携して情報交換や事例検討を行う。</p> | <p>講師による講演、各校の実践発表及びグループ協議を通じて、特別な支援を必要とする生徒への進路指導の充実に向けて情報交換を図ることができた。</p> <p>また、特別支援教育コーディネーターを交えて情報交換することにより、校種を超えた連携や情報を引き継ぐことの必要性が共有でき、ネットワーク形成を推進することができた。</p> | <p>講師による講演、各校の実践発表及びグループ協議を通じて、特別な支援を必要とする生徒への進路指導の充実に向けて情報交換を図ることができ、障害による差別の禁止に関する知識を高めることができた。</p> <p>また、特別支援教育コーディネーターを交えて情報交換することにより、校種を超えた連携や情報を引き継ぐことの必要性が共有でき、ネットワーク形成を推進することができた。</p> |
| | | | | | 198 | 特別支援教育における一貫した指導・支援の普及・啓発 | 教育庁 | <p>公立小・中・高等学校・特別支援学校における特別な支援を必要とする児童・生徒の支援のため、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成と活用に関する実践的研究を行う。</p> | <p>高等学校、特別支援学校の2部会に分かれて検討委員会を開催し、研究協力校計12校での試行結果について検討等を行った。</p> <p>年度末には研究成果を取りまとめた指導資料を7500部作成し、公立小・中学校特別支援学校設置校及び特別支援学校等に配布して、研究内容の周知等を行った。</p> | <p>乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある継続した指導・支援の充実に向け、「個別の教育支援計画に基づく連携ガイドライン」を作成した。</p> |
| | | | | | 199 | 特別支援教育の理解・啓発 | 教育庁 | <p>副籍制度の更なる充実を図るため、特別支援学校や小・中学校の教職員、在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解・啓発を積極的に進める。</p> | <p>研究指定校を3校指定し、実践的な研究活動を行った。</p> | <p>就学相談等に関する講習会（区市町村の就学相談担当者及び都立特別支援学校の副校長及び就学相談担当者）及び義務教育専門員説明会（都立特別支援学校の就学相談担当者）等の中で、副籍制度の手続きや活用について理解を促進した。（区市町村の就学相談担当者）</p> |
| | | | | | 200 | 都立特別支援学校における障害者スポーツの推進 | 教育庁 | <p>都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の研究・開発及び、小・中学校との交流における障害者スポーツの効果や具体的方策の試行を行う。</p> | <p>・スポーツ教育推進校を10校指定し障害者スポーツを取り入れた体育的活動や交流活動の充実を図った。</p> <p>・障害者スポーツ指導員等の講師を招へいし、指導方法等の講習により教員の指導力の向上を図った。</p> <p>・パラリンピアン等を特別外部指導員として合計8回派遣し、実技指導を行った。</p> <p>・障害者スポーツDVDを都内全公立小・中・高等・特別支援学校へ配布し、理解・促進を図った。</p> | <p>・スポーツ教育推進校として20校を指定し、障害者スポーツを取り入れた体育的活動や交流活動の充実を図った。</p> <p>・全国大会や国際大会で活躍できる選手の育成校6校指定し、指導方法等の講習により教員の指導力の向上を図った。</p> |
| | | | | | 再掲 | 子供の読書活動の推進 | 教育庁 | （*N0.58参照） | | |
| | | | | | 201 | 特別支援教育を行う私立学校への助成 | 生活文化局 | <p>私立特別支援学校等における特別支援教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、その経費の一部を補助する。</p> | <p>私立特別支援学校等経常費補助 189校</p> | <p>私立特別支援学校等経常費補助 198校</p> |
| (5) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 202 | 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 | 福祉保健局 | <p>小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行う。</p> | <p>必須事業 電話相談（434件） ピアカウンセリング（3病院内で実施、228件） 自立支援員による支援（就学についての相談・情報提供、在宅療養中の自宅訪問、保健所保健師に対する事業勉強会の実施） 事業普及啓発（ポスター、リーフレットの作成・配布） 任意事業 小児慢性特定疾病児童等支援事業（64件）</p> | <p>必須事業 電話相談（564件） ピアカウンセリング（3病院内で実施、208件） 自立支援員による支援（就学についての相談・情報提供、就学後の学校生活についての相談、教育機関との連絡・調整、関係者によるカンファレンスへの同席、自立支援計画書の作成） 事業普及啓発（講演会、各種会議等での事業説明、ポスター、リーフレットの配布） 任意事業 小児慢性特定疾病児童等支援事業（185件）</p> |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-----------------------------|----|-------|-----|------|------|----------------------|-------|--|--|--|
| 目標5 「次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備」 | | | | | | | | | | |
| (1) 仕事と家庭生活の両立の実現 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 203 | 東京次世代育成企業支援事業（登録制度） | 産業労働局 | 次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、両立支援アドバイザーによる助言・相談を実施する。 | とうきょう次世代育成サポート企業登録件数 91社（延3,610社） 両立支援アドバイザー 2人配置 | とうきょう次世代育成サポート企業登録件数 123社（延3,733社） 両立支援アドバイザー 2人配置 |
| | | | | | 204 | 中小企業ワークライフバランス実践支援事業 | 産業労働局 | 仕事と育児等の両立のための社内の制度整備やファミリーデーの実施等、ワークライフバランスの実践に取り組む中小企業に対し、助成金の支給や専門家派遣等による支援を行う。 | (1) ワークライフバランス基礎研修会・レベルアップ研修会 基礎研修会6回実施・レベルアップ研修会6回実施 (2) 東京ワークライフバランス推進企業ツアー 2回実施 (3) 専門家による取組支援（ワークライフバランス専門家派遣） 150回（35社） 利用 (4) ワークライフバランス推進助成金 助成金185件、奨励金199件 | ワークライフバランス推進助成金 新規募集は平成27年度で終了。 |
| | | | | | 205 | いきいき職場推進事業 | 産業労働局 | 仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、有識者（学識経験者、労使団体等）からなる審査会で審査し、都が「東京ライフワークバランス認定企業」として認定する。 また、働き方の見直しについて社会的機運の醸成を図るため、関係機関の協力を得て「ライフワークバランスフェスタ東京」を開催し、認定企業の取組やノウハウを公開するとともに、参加企業等の交流の場を設け、中小企業の雇用環境整備の促進を図る。 | 東京ワークライフバランス認定企業 6部門12社 ワークライフバランスフェスタ東京2016 平成28年2月9日開催 | 東京ライフ・ワーク・バランス認定企業 6部門13社 ライフ・ワーク・バランスフェスタ東京2017 平成29年2月8日開催 |
| | | | | | 206 | 子育て・介護支援融資 | 産業労働局 | 中小企業従業員の生活の安定に資するため、子育て費用（教育費・医療費・保育サービス費など）や介護費用（医療費・介護サービス費など）及び育児・介護休業期間中の生活資金を低利で融資する。 | 融資件数 107件 | 融資件数 137件 |
| | | | | | 207 | 女性再就職支援事業 | 産業労働局 | 東京しごとセンター（飯田橋）内に「女性しごと応援テラス」を設置し、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、専任の就職支援アドバイザーによるキャリアカウンセリングや求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施する。 ビジネススキルの習得や職場体験等のメニューを組み合わせた支援プログラム「女性再就職サポートプログラム」を都内各地で実施するほか、再就職に当たっての心構え、はじめの一歩を踏み出すためのノウハウを学ぶ「女性再就職支援セミナー」、就活と保活に関する情報を提供する「子育て女性向けセミナー」を実施する。 | <新・女性再就職サポートプログラム（拠点型）> 13回 254人 <新・女性再就職サポートプログラム（拠点型）フォローアップセミナー> 179人 <新・女性再就職サポートプログラム（地域型）> 9回 161人 <新・女性再就職サポートプログラム（地域型）職場体験事業> 57人 <女性再就職支援セミナー> 872人 <子育て女性向けセミナー> 165人 <託児室の運営>平成19年度から継続実施 <カウンセリング窓口・情報提供コーナー>平成20年度から継続実施 <女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営>平成26年7月設置 | <新・女性再就職サポートプログラム（拠点型）> 13回 265人 <新・女性再就職サポートプログラム（拠点型）フォローアップセミナー> 172人 <新・女性再就職サポートプログラム（地域型）> 9回 170人 <新・女性再就職サポートプログラム（地域型）職場体験事業> 53人 <女性再就職支援セミナー> 698人 <子育て女性向けセミナー> 163人 <託児室の運営>平成19年度から継続実施 <カウンセリング窓口・情報提供コーナー>平成20年度から継続実施 <女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営>平成26年7月設置 |
| | | | | | 208 | 育児離職者向け能力開発訓練 | 産業労働局 | 自宅で訓練が可能なeラーニング委託訓練を実施する。 | 入校 49人、修了 23人、就職 8人 | 入校 43人 |
| | | | | | 209 | 保育つき職業訓練 | 産業労働局 | 子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援する。 | 入校 11人（うち保育サービス利用者 9人） 修了 8人（うち保育サービス利用者 7人） 就職 3人（うち保育サービス利用者 2人） | 入校 0人（うち保育サービス利用者 0人） |
| | | | | | 210 | 女性の再就職に対する緊急対策 | 産業労働局 | 結婚、出産、育児等により退職したが、その後再び就職を希望する女性に対し、職業訓練を実施し、再就職を支援する。 | 入校 227人、修了 213人、就職 100人 | 入校 332人 |
| | | | | | 211 | ライフ・ワーク・バランス推進事業 | 生活文化局 | 生活と仕事の調和を進める方策を具体的に示す実践プログラムを普及するとともにプログラムを活用した企業等の取組を広く紹介し、ライフ・ワーク・バランスを推進する。また、将来、社会を担う若者に向けたライフ・ワーク・バランスの普及啓発を行う。 | ワーク・ライフ・バランス実践プログラムの普及 Webサイト「TOKYOワーク・ライフ・バランス」の運営 大学生に向けたキャリアデザインコンテンツの普及 子供が生まれる前から夫婦が共にワーク・ライフ・バランスを考えるための啓発冊子作成・配布 | Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営 「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」（冊子）の普及 大学生に向けたキャリアデザインコンテンツの普及 男性の家事・育児への参画に向けたシンポジウム等の実施 子供が生まれる前から夫婦が共にワーク・ライフ・バランスを考えるための啓発冊子作成・配布 |
| | | | | | 212 | 東京ウィメンズプラザ普及啓発事業 | 生活文化局 | 男女平等参画の取組を促進するため、企業・学校・地域等でリーダーとして活躍する人材を養成する講座や都民の意識・関心を高めるための講座の開催をはじめ、男女平等参画の促進に寄与する都民の自主的な活動への支援を行う。 | 相談員養成講座 6回 配偶者暴力防止講演会 2回 男女平等推進担当職員研修 3回 職務関係者研修 7回 | 相談員養成講座 6回 配偶者暴力防止講演会 2回 男女平等推進担当職員研修 3回 職務関係者研修 7回 |
| | | | | | 213 | 事業者団体との連絡会 | 生活文化局 | 事業者団体との共催により、シンポジウム等を開催し、男女平等参画施策の普及啓発を行う。 | 東京経営者協会との共催シンポジウム 「女性が活躍できる社会へ～女性リーダーの育て方～」の開催 日時：平成27年11月6日(金) 会場：東京ウィメンズプラザ 参加者：116名 | 東京経営者協会との共催シンポジウム 「トップが率先して社内の意識を変える！」の開催 日時：平成28年11月11日(金) 会場：東京ウィメンズプラザ 参加者：146名 |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|---------------------------|----|-------|-----|------|------|--------------------|-------------------|---|--|--|
| | | | | | 214 | 男女平等参画を進める会 | 生活文化局 | 男女平等参画施策を総合的に推進するため、事業者団体、教育関係団体 PTA、NPO等、32団体の代表者が参加し、男女平等参画のための東京都行動計画に掲げる都の施策や各団体の取組について、情報及び意見の交換を行い、連携・協力の促進を図る。 | 総会（平成28年3月30日）（東京都女性活躍推進会議と合同開催） ・「東京都女性活躍推進白書」の策定と今後の取組の推進について ・「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定及び「東京都女性活躍推進計画」の策定について | 平成28年7月8日（東京都女性活躍推進会議と合同開催） ・「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定及び「東京都女性活躍推進計画」の策定について 平成28年11月14日（東京都女性活躍推進会議と合同開催） ・東京都男女平等参画審議会「東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方について」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」の中間のまとめについて |
| | | | | | 215 | 子育て応援とうきょう会議の運営 | 福祉保健局 | 東京を「子育てしやすい活力ある都市」として発展させるため、様々な団体とのパートナーシップのもと、以下の3つのアプローチで「社会全体で子育てを応援する」取組や、仕事と子育て等の両立を可能にする「働き方の見直し」につながる取組を推進する。 社会全体で子育てを応援する気運の醸成 東京の子育てに役立つ情報の発信 東京のポテンシャルを活かした協働の促進 | <事業実績> 子育て応援とうきょう会議の開催（1回）及び実行委員会の開催（2回） 「子育て応援Tokyoプロジェクト」の開催（2回） 公共交通機関等におけるベビーカー利用に関するキャンペーンの実施 WEBサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 「子育て協働セミナー」の開催（2回） ワークライフバランスフェスタ等関連イベントへの出席 など | <事業実績> 子育て応援とうきょう会議の開催（1回）及び実行委員会の開催（2回） 「子育て応援Tokyoプロジェクト」の開催（4回） 公共交通機関等におけるベビーカー利用に関するキャンペーンの実施 WEBサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 「子育て協働セミナー」の開催（2回） 「協働促進コーディネート」の実施 ライフ・ワーク・バランスフェスタ等関連イベントへの出席 など |
| | | | | | 216 | 普及啓発セミナーの実施 | 産業労働局 | 企業の雇用環境整備を促進するため、男女労働者や事業主、都民を対象に、雇用機会均等法や育児介護休業法等の労働法、労働問題に関する基礎知識の普及を図る。また、事業主や人事労務担当者等を対象とし、企業における女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援策についてのセミナーを実施する。 | セミナー99回 受講者10,345人 | セミナー99回 受講者10,186人 |
| | | | | | 217 | 普及啓発資料の発行 | 産業労働局 | 労働問題についての正しい理解を促進するため、男女雇用平等や両立支援、パートタイム労働等に関する普及啓発資料を発行する。 | 計52,000部 ・働く女性と労働法 8,000部 ・雇用平等ガイドブック（男女雇用機会均等法のポイント） 15,000部 ・パートタイム労働ガイドブック 23,000部 ・ポジティブアクション実践プログラム 6,000部 | 計52,000部 ・働く女性と労働法 8,000部 ・雇用平等ガイドブック（男女雇用機会均等法のポイント） 15,000部 ・パートタイム労働ガイドブック 23,000部 ・ポジティブアクション実践プログラム 6,000部 |
| | | | | | 218 | 男女雇用平等参画状況調査 | 産業労働局 | 雇用環境の整備に当たっての課題を把握するため、企業における男女雇用平等の進展状況等の調査を実施する。調査結果に基づき、男女雇用平等について啓発を行う。 | 【テーマ】 「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスへの取組に関する調査」 【調査項目】 (事業所調査) 従業員の雇用管理に関する取組 男性のワークライフバランスに関する取組状況 (従業員調査) 職場の雇用管理の状況について 男性のワークライフバランスに関する取組状況 | 【テーマ】 「多様な働き方への取組等 企業における男女雇用管理に関する調査」 【調査項目】 (事業所調査) 従業員の雇用管理に関する取組 多様な働き方に関する取組状況 (従業員調査) 職場の雇用管理の状況について 多様な働き方に関する取組状況 |
| (2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 219 | 地域安全マップづくり推進事業 | 青少年・治安対策本部 | 子供自身の犯罪被害防止能力を高める手法の一つである「地域安全マップづくり」を都内の全小学校で実施するよう普及・啓発を図る。 | 地域安全マップ研修会：1回（参加者87人） 地域安全マップ指導者講習会：3回（参加者225人） 地域安全マップ公開モデル授業：2回（参加者93人） | 地域安全マップ研修会：1回（参加者62人） 地域安全マップ指導者講習会：3回（参加者187人） 地域安全マップ公開モデル授業：2回（参加者59人） |
| | | | | | 220 | 子供の安全確保に向けた対策の推進 | 青少年・治安対策本部 | 先駆的な防犯活動事例の紹介や防犯活動手法の教授などによる地域の子供を見守る活動の活性化を図る取組と実際に不審者からの回避訓練などの子供の犯罪被害防止能力を向上させる取組を実施 | 子供見守り活動事例集の作成・配布 約21,000部を配布 子供見守りボランティアリーダー応用講座 2回開催（40名修了） 地域の危険箇所改善モデル事業 3回開催（参加者97名） 子供110番の家等への駆込み体験訓練 3回開催（参加者497名） | 子供見守り活動事例集の作成・配布 約18,000部を配布 地域の危険箇所改善モデル事業 3回開催（参加者91名） 子供110番の家等への駆込み体験訓練 3回開催（参加者164名） |
| | | | | | 221 | セーフティ教室の実施・充実 | 教育庁 | 学校と家庭や地域社会、関係諸機関とが連携を強化して、児童・生徒を犯罪から守るとともに非行防止を図って健全育成を推進するため、都内全公立学校でセーフティ教室を実施する。 | 全公立学校で継続実施 | 全公立学校で継続実施 |
| | | | | | 222 | 防犯教室の実施 | 警視庁 | 子供自身が防犯意識を持ち、いざという時に自分自身で身を守ることができるようにするため、警察や学校等の関係機関が連携を図り、子どもや保護者を対象とした参加・体験・実践型の防犯教室を実施する。 | 小・中学校、高校、保育園、幼稚園、子どもが下校後に利用する施設に対する防犯教室の実施回数 5,279回 | 小・中学校、高校、保育園、幼稚園、子どもが下校後に利用する施設に対する防犯教室の実施回数 4,201回（平成28年中） |
| | | | | | 223 | 電子メールなどを活用した情報の発信 | 警視庁 | 子供に対する声掛け事案等の発生状況や防犯対策を電子メールや警視庁ホームページで発信し、都民の自主防犯意識の向上と自主防犯行動の促進を図る。 | 警視庁ホームページに子どもに対する不審者情報や犯罪発生マップ、犯罪情報マップを掲載 「メールけいしちょう」による情報発信（5,393回） | 警視庁ホームページに子どもに対する不審者情報や犯罪発生マップ、犯罪情報マップを掲載 「メールけいしちょう」による情報発信（5,579回） |
| | | | | | 224 | 「子ども110番の家」活動の支援 | 警視庁 | 「子ども110番の家」とは、子供に対するつきまといや声かけ等の不安を抱かせる事案に対して、助けを求めて飛び込める緊急避難先として通学路周辺の民家や店舗を指定し、避難してきた子供を保護するとともに警察等への連絡等の措置を講じることを目的とした民間協力の拠点をいう。 | 自治体・地域ボランティアとの連携による「子ども110番の家」活動の支援 | 自治体・地域ボランティアとの連携による「子ども110番の家」活動の支援として、「子ども110番の家」プレートを作成し、希望者に配布し、活用している。 |
| | | | | | 225 | 公立小学校通学路への防犯カメラの設置 | 青少年・治安対策本部 教育庁 | 児童の登下校時の地域の見守り活動を強化することを目的に、公立小学校の通学路に防犯カメラを設置し、登下校中の児童の安全確保を図る。 | 延べ589校 2,145台設置 (うち平成27年度設置 488校 1,598台) | 延べ912校 4,166台設置 (うち平成28年度設置 531校 2,021台) |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------|----|-------|-----|------|------|-------------------------|------------|--|--|---|
| | | | | | 再掲 | スクールサポーター制度 | 警視庁 | (* N0.98参照) | | |
| | | | | | 226 | 青少年の健全な育成に関する条例の運用 | 青少年・治安対策本部 | 青少年の健全な育成を図るため、以下のことに取り組む。 優良映画の推奨・不健全図書類の指定(図書、DVD等) 立入調査(書店、コンビニ等図書類販売店、深夜立入制限施設、雑誌等自動販売機等) 有害広告物の行政指導 青少年健全育成成功労者等表彰及び青少年健全育成協力者等感謝状贈呈 インターネットの有害情報への対応(青少年がインターネットを適正に利用できる環境の整備、インターネット事業者に対するフィルタリングの開発、告知・勸奨の努力義務等(平成17年3月改正)) 青少年の性に対する関わり方(青少年に慎重な行動を促す環境の整備) 青少年に対する保護者の養育のあり方(青少年を健全に育成するための保護者の責務を明らかにする) 携帯ショップ等販売事業者に対するフィルタリングの告知・勸奨の努力義務(平成19年3月改正) インターネット利用環境の整備(フィルタリングの実効性の向上、フィルタリングを解除する場合の手続きの厳格化等(平成22年12月改正)) 児童ポルノの根絶等(平成22年12月改正) | 東京都青少年健全育成審議会の運営：年12回開催 ・優良映画等の推奨：13本 ・不健全図書の指定：29冊 青少年健全育成条例の運用 ・立入調査等 (書店・コンビニ等図書類販売店：178店、DVD販売店等：53店、深夜ボウリング場：2館、古物商：41店、カラオケボックス：79店、まんが喫茶・インターネットカフェ：87店、雑誌等自動販売機調査：51台) ・青少年健全育成成功労者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈(青少年健全育成成功労者等：66人・9団体、感謝状贈呈：87人・3団体) ・青少年健全育成協力員制度の推進(委嘱者数：959人、調査店舗数：7,291店) | 東京都青少年健全育成審議会の運営：年12回開催 ・優良映画等の推奨：4本 ・不健全図書の指定：25冊 青少年健全育成条例の運用 ・立入調査等 (書店・コンビニ等図書類販売店：169店、DVD販売店等：27店、深夜ボウリング場：2館、古物商：21店、カラオケボックス：41店、まんが喫茶・インターネットカフェ：37店、雑誌等自動販売機調査：38台) ・青少年健全育成成功労者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈(青少年健全育成成功労者等：71人・9団体、感謝状贈呈：85人・2団体) ・青少年健全育成協力員制度の推進(委嘱者数：878人、調査店舗数：6,087店) |
| | | | | | 227 | インターネットの利用環境の整備 | 青少年・治安対策本部 | インターネットや携帯電話の有害情報から子供を守るために、保護者や生徒を対象とした家庭等のルール作りを支援する講座等を開催する。 | ファミリールール講座の開催：69回(累計 350回、累計参加者数 16,087人) 出前講演会の開催：457回(累計 2,128回、累計参加者数 336,611人) 生徒自身による自主ルール支援事業：15校 | ファミリールール講座の開催：82回(累計 514回、累計参加者数 20,389人) 出前講演会の開催：493回(累計 2,621回、累計参加者数 421,436人) 生徒自身による自主ルール支援事業：11校 |
| | | | | | 228 | ネット・ケータイヘルプデスクの運営・活用 | 青少年・治安対策本部 | 青少年有害情報に関するトラブルの相談などの受付とともに、解決に向けた助言を行うため、ネット・ケータイヘルプデスクを運営する。また、トラブル情報について事業者と情報共有を図り、新たなフィルタリング開発などに活用する。 | 相談件数：2,425件(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) | 相談件数：1,405件(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) |
| | | | | | 229 | インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導 | 教育庁 | 児童・生徒のインターネット等の適正な利用を進めるために、次の取組を行う。 インターネット・携帯電話利用に関する実態調査を実施する。 都内公立学校における学校非公式サイト等を監視し、不適切な書き込みの削除要請を行う。 児童・生徒への指導、保護者への啓発、学校・教員への情報提供及び支援を行う。 SNS東京ノート等を都内全公立学校に配布し、児童・生徒の主体的な情報モラル教育に関して啓発を行う。 | 学校非公式サイト等の監視 不適切な書き込みの抑止 総検出数 10,945件 うち、リスクレベル中51件 インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・同活用の手引を都内全公立学校に配布(平成28年3月) インターネット・携帯電話利用に関する実態調査を実施(平成28年2月) 第1回「SNS東京ルール」推進協議会の開催(平成28年3月) LINEとの共同研究プロジェクトの発足(平成28年3月) | 東京都独自の情報モラル用補助教材「SNS東京ノート」を作成 学校非公式サイト等の監視について、監視頻度を年間4回(3カ月に1回)から6回(2カ月に1回)に変更 児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施(平成28年12月) 情報モラル推進校の取組をフォーラムや報告書を通して全都に発信 |
| | | | | | 230 | 学校における安全教育の推進 | 教育庁 | 子供が安全に暮らすための取組を推進するため、学校の安全教育において、児童・生徒に危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう、「安全教育プログラム」を作成し配布するとともに、安全教育推進 校による授業の実践研究を通じ、安全教育の普及啓発を図る。 | 【安全教育プログラム】 都内公立学校全教職員に配布(平成28年3月)66,000部 平成28年度版安全教育プログラム(第8集)では、安全教育の実践事例や避難訓練の事例を充実させた。また、本時のねらいにせまるための手だてを明確にした学習指導案を掲載し、本プログラムを活用した教育が一層推進されるようにした。 【安全教育推進校】 12校(幼1、小・中各3、高4、特支1) 「安全教育プログラム」に沿った実践の公開及び資料作成予定 | 【安全教育プログラム】 都内公立学校全教職員に配布(平成29年3月)66,000部 平成29年度版安全教育プログラム(第9集)では、安全教育の実践事例や避難訓練の事例を充実させた。また、本時のねらいにせまるための手だてを明確にした学習指導案を掲載し、本プログラムを活用した教育が一層推進されるようにした。 【安全教育推進校】 12校(幼1、小4、中2、高4、特支1) 「安全教育プログラム」に沿った実践の公開及び資料作成予定 |
| | | | | | 231 | 学校における安全体制の推進 | 教育庁 | 公立学校の安全体制を推進するため、以下のことに取り組む。 公立学校の校門等への防犯カメラの設置・更新の支援 | 11区市町、153圏・校で新規設置又は更新を行った。 幼稚園 2区 11園 小学校(特別支援学校を含む。)8区市町 66校 中学校 6区市 76校 | 21区市町、368圏・校で新規設置又は更新を行った。 幼稚園 5区 17園 小学校(特別支援学校を含む。)20区市町 243校 中学校 13区市 108校 |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------------------------------|----|-------|-----|------|------|---------------------------|---|---|--|--|
| | | | | | 232 | 薬物乱用防止対策 | 福祉保健局 | 青少年の薬物乱用を防止するため、次の対策を展開する。 薬物乱用防止教室の実施 啓発パンフレット、リーフレット等の作成・配布 危険ドラッグに関する教員研修 | 薬物乱用防止ポスター・標語の募集 応募数 ポスター：11,006点、標語：40,806点 薬物乱用防止高校生会議 都立高校2校（都立東久留米総合高校、都立清瀬高校） 活動の成果としてリーフレットを160,000部作成し、都内高校1年生に配布 啓発用パンフレット、リーフレット等の整備 「今こそストップ！薬物乱用」（中学生・高校生・一般都民用）増刷なし 「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」（小学校高学年・中学生用）（150,000部） （表紙の更新・増刷） 「海外旅行をするみなさんへ」 渡航者用 有職少年・無職少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 ポスター掲示依頼 薬物乱用防止活動率先校の公表 ポスターの部 42校、標語の部 91校、高校生会議参加校 2校 街頭ビジョン、電車内モニター・インターネット等における危険ドラッグ乱用防止啓発動画の放映（6～7月、12～1月） 大学構内での無料コピー広告（7～8月、1～2月）・都で発見又は海外で流行していた未規制薬物について、国に先駆けて都知事指定薬物として指定するとともに、医薬品医療機器等法規制に向けた検討のための情報提供を国に対し行った。（27物質） ・試買調査等危険ドラッグ検査件数：135品目（うち法・条例指定薬物検出：14品目） | 薬物乱用防止ポスター・標語の募集 応募数 ポスター：11,738点、標語：41,552点 薬物乱用防止高校生会議 都立高校2校（都立足立高校、都立足立西高校） 活動の成果としてリーフレットを160,000部作成し、都内高校1年生に配布 啓発用パンフレット、リーフレット等の整備 「今こそストップ！薬物乱用」（中学生・高校生・一般都民用）（150,000部） （表紙・内容の更新・増刷） 「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」（小学校高学年・中学生用） 「海外旅行をするみなさんへ」（渡航者用） 有職少年・無職少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 ポスター掲示依頼 薬物乱用防止活動率先校の公表 ポスターの部 53校、標語の部 92校、高校生会議参加校 2校 街頭ビジョン、電車内モニター・インターネット等における危険ドラッグ乱用防止啓発動画の放映 大学構内での無料コピー広告（7～8月、1～2月） 都で発見又は海外で流行していた未規制薬物について、国に先駆けて都知事指定薬物として指定するとともに、医薬品医療機器等法規制に向けた検討のための情報提供を国に対し行った。（14物質） ・試買調査等危険ドラッグ検査件数：110品目（うち法・条例指定薬物検出：23品目） |
| | | | | | | | 教育庁 | <ul style="list-style-type: none"> ・全5回の薬物乱用防止高校生会議を実施し、その成果を麻薬覚せい剤等乱用防止運動東京大会で発表した。 ・高校生会議に参加した生徒が中心となり、薬物乱用防止に関するリーフレットを作成、都内の高等学校1年生へ配布した。 ・体育健康教育担当指導主事連絡協議会において、薬物乱用防止に係る指導の徹底及び指導資料の活用を依頼を行った。 ・生活指導班主催の生活指導担当者連絡会において、指導資料活用の依頼を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・全5回の薬物乱用防止高校生会議（福祉保健局主催の事業）を実施し、その成果を麻薬覚せい剤等乱用防止運動東京大会で発表した。 ・高校生会議に参加した生徒が中心となり、薬物乱用防止に関するリーフレットを作成、都内の高等学校1年生へ配布した。 ・体育健康教育・オリンピック・パラリンピック教育担当指導主事連絡協議会において、薬物乱用防止に係る指導の徹底及び指導資料の活用を依頼を行った。 | |
| (3) 子供の安全を確保するための取組の推進 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 233 | チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発 | 警視庁 | 子供の安全を確保するために、以下のことに取り組む。 子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等、各種広報媒体を活用してチャイルドシートの着用意識を高め、正しい着用の徹底を図る。 チャイルドシート着用講習会を実施する。 | 継続実施 | 継続実施 |
| | | | | | 234 | 交通安全教育の推進 | 青少年・治安対策本部 | 小学生等を対象とした交通安全教育として、「歩行者シミュレータ」等を活用した参加・体験型の交通安全教室を実施 | 歩行者教育システムを活用した交通安全教室（小学生等対象）：開催89回 体験者8,624人 | 歩行者シミュレータを活用した交通安全教室（小学生等対象）：開催72回 体験者7,378人 |
| | | | | 警視庁 | | | 子供が正しい交通安全意識を身に付けるために、幼稚園・小学校・中学校・高校の教室等において、成長に合わせた段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行う。 | 交通安全教育実施状況 幼児等 155,183人 小学生 659,983人 中学生 108,081人 高校生 76,390人 実施人数は、交通教室、自転車教室、講習会等の合計 | 交通安全教育実施状況 幼児等 138,034人 小学生 578,461人 中学生 91,983人 高校生 57,110人 実施人数は、交通教室、自転車教室、講習会等の合計 | |
| | | | | | 235 | 信号機の導入・整備 | 警視庁 | 近くに公園などがあり、子供の利用機会が多い交差点の信号機を対象に、信号制御機を更新又は改造し、歩行者と車両の交錯を防止する（歩車分離式信号機の導入）。 近くに公園などがあり、子供の利用機会が多い主要幹線道路上の交差点の信号機に青時間延長機能を付加して、子供の安全確保を推進する（歩行者感应式信号機の導入）。 | （歩車分離式信号機の導入） 聖橋交差点（千代田区）を含む57か所に整備 （歩行者感应式信号機等の整備） 柿の木坂陸橋下交差点（目黒区）に整備 | （歩車分離式信号機の導入） 聖橋交差点（千代田区）を含む57か所に整備 （歩行者感应式信号機等の整備） 柿の木坂陸橋下交差点（目黒区）に整備 |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------------------------|----|-------|-----|------|------|---------------------|-----------------------|--|---|--|
| | | | | | 236 | 自転車の安全利用の推進 | 警視庁 青少年・治安対策本部 | 子供の安全を確保するために、以下のことに取り組む。 「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等の理念に基づき、小学生用、幼稚園・保育園の園児保護者用など、対象別に自転車安全利用に関するリーフレットを作成し配布するとともに、自転車シミュレータによる体験型の自転車安全教室を、教育庁等との連携により学校等で開催する。 幼児用ヘルメットの着用促進 | 自転車教室実施状況 幼児等 3,921人 小学生 180,117人 中学生 88,400人 高校生 54,212人 | 自転車教室実施状況 幼児等 2,704人 小学生 165,046人 中学生 73,192人 高校生 42,937人 |
| | | | | | 237 | 地域幹線道路の整備 | 建設局 | 幹線道路の整備が進んでいないエリアでは、周辺道路の渋滞のため、地域に用事のない通過交通が生活道路に流入している。このため、地域幹線道路を整備し、安心して安全なまちを実現する。 | 継続して整備中 | 継続して整備中 |
| | | | | | 238 | 連続立体交差事業 | 建設局 | 歩行者の安全や道路交通の円滑化などを図るため、鉄道の立体化を行い、踏切を除去する。 | 西武新宿線、京王京王線など7路線9箇所を整備を推進。 京成押上線（押上駅～八広駅間）の京成曳舟駅付近を高架化し、8か所の踏切を除去（累計除去数：395か所） | 西武新宿線、京王京王線など6路線8箇所を整備を推進。 |
| | | | | | 239 | 子育て世代への情報発信・普及啓発 | 生活文化局 | 乳幼児の事故防止ガイドの作成のほか、子育て世代が多く集まる各種イベント、東京消防庁防災館、区市町村が開催する消費生活展等、多様な主体と連携し、家の中の危険や子供服の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行っていく。 | 「乳幼児の身の回りの製品事故防止ガイド」作成、配布（4万4千部） 子供のコイン形電池等誤飲事故防止の注意喚起リーフレット作成・配布（10万部） 本所防災館「こどもぼうさいたいけん」において子供の生活事故防止に関する講演を実施（5月） 立川・本所防災館で家の中や子供服の危険に関する模型・パネル等を展示（本所4～5月、立川8～9月） 「丸の内キッズジャンボリー」（8月）、「くらしフェスタ東京」（10月）、「子育て応援Tokyoプロジェクト」（2～3月）に出展し、家の中や子供服の危険に関する模型・パネル等を展示 区市町村が実施する消費生活展等で模型・パネル等の展示を実施（5区市） | 「乳幼児の家庭内の水回り事故防止ガイド」作成、配布（6万5千部） 乳幼児の歯みがき中の喉突き事故防止の注意喚起リーフレット作成・配布（10万部） 本所防災館「おやこぼうさいたいけん」において子供の生活事故防止に関する講演を実施（5月） 立川・本所防災館で家の中や子供服の危険に関する模型・パネル等を展示（本所4～5月、立川12月） 「丸の内キッズジャンボリー」（8月）、「くらしフェスタ東京」（10月）、「子育て応援Tokyoプロジェクト」（10～3月）に出展し、家の中や子供服の危険に関する模型・パネル等を展示 区市町村が実施する消費生活展等で模型・パネル等の展示を実施（8区市） |
| | | | | | 240 | 安全な商品の普及 | 生活文化局 | 事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、商品のPR強化、事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大の促進、商品を主体的に選択・購入する消費者の育成を図る。 | 「セーフティグッズフェアwithサイエンスアゴラ2015」の実施 ・平成27年11月13日（金）～15日（日） ・会場：東京都立産業技術研究センター（1階・3階） ・主催：東京都、（地独）東京都立産業技術研究センター、（特非）キッズデザイン協議会、（国研）産業技術総合研究所 ・内容：キッズデザイン賞受賞商品展示・販売、子供の安全に関する模型・パネルの展示、企業向けセミナー、親子で学べるワークショップ 第9回キッズデザイン賞における審査料補助：22件 | 「セーフティグッズフェアwithサイエンスアゴラ2016」の実施 ・平成28年11月4日（金）～6日（日） ・会場：東京都立産業技術研究センター（1階・3階） ・主催：東京都、（地独）東京都立産業技術研究センター、（特非）キッズデザイン協議会、（国研）産業技術総合研究所 ・内容：キッズデザイン賞受賞商品展示・販売、子供の安全に関する模型・パネルの展示、企業向けセミナー、親子で学べるワークショップ 第10回キッズデザイン賞における審査料補助：24件 |
| （４）良質な住宅と居住環境の確保 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 241 | 住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施 | 都市整備局 | 住宅に困窮している18歳未満の子供が3人以上いる多子世帯が、「多子世帯ポイント方式募集」や「多子世帯優遇抽選制度」を活用し、一般より優先・優遇的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施する。 | 都営住宅の当選倍率の優遇制度 27年度募集戸数 2,950戸（世帯向け募集全体） ポイント方式による募集 27年度募集戸数 2,580戸（ポイント方式募集全体） 母子生活支援施設転出者向け特別割当て 27年度割当て戸数 52戸 多子世帯向け期限付き入居制度 27年度募集戸数 20戸 | 都営住宅の当選倍率の優遇制度 28年度募集戸数 3,050戸（世帯向け募集全体） ポイント方式による募集 28年度募集戸数 2,539戸（ポイント方式募集全体） 母子生活支援施設転出者向け特別割当て 28年度割当て戸数 52戸 多子世帯向け期限付き入居制度 28年度募集戸数 20戸 |
| | | | | | 242 | 若年ファミリー世帯への入居機会の拡大 | 都市整備局 | 入居期間を10年以内とする期限付きの入居募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や一般募集とは別枠で行う「都営住宅ファミリー向け募集」を通して、若年ファミリー世帯の入居の機会を拡大する。 | 若年ファミリー世帯向け期限付入居制度 27年度募集戸数 1,480戸 若年ファミリー世帯向け募集（期限なし） 27年度募集戸数 100戸 | 若年ファミリー世帯向け期限付入居制度 28年度募集戸数 1,480戸 若年ファミリー世帯向け募集（期限なし） 28年度募集戸数 100戸 |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 | |
|---------------------------|----|-------|-----|------|------|--------------------------------------|-------------------|--|---|--|--|
| | | | | | 243 | 東京都住宅供給公社における子育て世帯への入居機会の拡大 | 都市整備局 | 東京都住宅供給公社の一般賃貸住宅の新築（建替）住宅募集（抽選方式）において、子育て世帯を対象に抽選時の当選確率を一般申込者より5倍優遇するとともに、あき家先着順募集においては子育て世帯が優先的に申し込める期間（募集開始から7日間）を設定する。 また、一般賃貸住宅新築（建替）住宅募集（抽選方式）において、親族との近居を希望する子育て世帯を対象に、抽選時の当選確率を一般申込者より1.0倍優遇するとともに、あき家先着順募集においては親族との近居を希望する子育て世帯に対して、事前登録による優先あっせん制度を実施する。 | 新築(建替)住宅募集における当選倍率の優遇 平成27年度募集戸数36戸（子育て世帯24世帯が当選） あき家先着順募集における優先申込み 平成27年度募集戸数887戸（子育て世帯192世帯が成約） | 新築(建替)住宅募集における当選倍率の優遇 平成28年度募集戸数27戸（子育て世帯22世帯が当選） あき家先着順募集における優先申込み 平成28年度募集戸数985戸（子育て世帯249世帯が成約） | |
| | | | | | 244 | 子育て世帯への入居機会の拡大（優遇抽選） | 都市整備局 | 都営住宅における、小学校就学前の子どものいる世帯を優遇抽選制度により一般優先的に都営住宅に入居できるよう、平成19年度から入居者の選定を実施する。 | 都営住宅の当選倍率の優遇制度 27年度募集戸数 2,950戸（世帯向け募集全体） | 都営住宅の当選倍率の優遇制度 28年度募集戸数 3,050戸（世帯向け募集全体） | |
| | | | | | | 245 | 子育て世帯に配慮した住宅の供給促進 | 都市整備局 | 子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定するなど、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進する。 事業目標（27～37年度） 認定戸数 10,000戸 | 平成28年2月22日 認定制度開始 | 認定戸数 281戸 |
| | | | | | | 246 | 地域開発整備事業 | 都市整備局 | 都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき、整備することにより、良好な市街地の形成や生活環境の向上を図る。 | 保育所等子育て支援施設の実績なし | 北青山三丁目住宅 保育所 豊洲四丁目住宅 保育所 |
| | | | | | | 247 | 都市居住再生促進事業 | 都市整備局 | 都市型の居住機能の再生に役立つと認められる建替などを行う区市町などに対し、都が事業費の一部を補助する。 | 事業実施地区 3地区 | 事業実施地区 3地区 |
| | | | | | | 248 | シックハウス対策 | 福祉保健局 | 化学物質による子供の健康への影響を予防するため、庁内で組織する「居室内の有害化学物質に関する連絡会議」等により、各局が連携し、「化学物質の子供ガイドライン（室内空気編）」や室内の化学物質実態把握結果等を活用した室内環境保健対策を推進する。 また、子供が利用する施設の担当者を対象とした「化学物質健康問題に関する講習会」の開催や、区市町村保育担当者会等におけるガイドラインの周知及び包括補助事業を活用した化学物質の測定実施の促進等の取組を進める。 | 区市町村担当者への保育事務説明会において、ガイドラインの周知及び子供家庭支援区市町村包括補助事業を活用した化学物質の測定等の実施促進に関する説明（平成27年6月12日、260名） 区市町村の保育園等の子供が利用する施設の所管担当者や設計・施工等の関係者を対象とした「平成27年度 化学物質健康問題に関する講習会」の開催（平成27年7月1日、115名） リーフレット「施設で決める換気のルール」や新生児を迎える家庭向けのリーフレット「赤ちゃんのための室内環境」等を活用し、化学物質低減の普及啓発を実施 庁内連絡会議の開催（平成28年3月17日） | 区市町村担当者への保育事務説明会において、ガイドラインの周知及び子供家庭支援区市町村包括補助事業を活用した化学物質の測定等の実施促進に関する説明（平成28年6月10日、249名） 区市町村の保育園等の子供が利用する施設の所管担当者や設計・施工等の関係者を対象とした「平成28年度 化学物質健康問題に関する講習会」の開催（平成28年6月27日、91名） リーフレット「施設で決める換気のルール」や新生児を迎える家庭向けのリーフレット「赤ちゃんのための室内環境」等を活用し、化学物質低減の普及啓発を実施 庁内連絡会議の開催（平成29年3月28日） |
| (5) 安心して外出できる環境の整備 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 249 | 子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」 | 福祉保健局 | 子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進めます。 | 整備か所数：105か所（計1,361か所） （6か所廃止） | 整備か所数：106か所（計1,460か所） （7か所廃止） | |
| | | | | | 250 | 水辺空間の魅力向上 | 建設局 | 子供連れでも安全に安心して散策できるテラス等の水辺散策路を早期に整備するとともに、水辺空間の緑化を推進する。 「水の都」東京の再生に向け、隅田川・日本橋川等の河川において、人の流れや賑わいの創出、情報の発信、住民が主役となった河川利用の仕組み作りを推進する。 | 隅田川など、スーパー堤防を整備（累計で30地区の概成） 呑川、境川など0.7haを緑化 | 隅田川など、スーパー堤防を整備（累計で31地区の概成） 中川、乞田川など1.1haを緑化 | |
| | | | | | 251 | 緑の拠点となる公園の整備 | 建設局 | 都民に安らぎやレクリエーションの場を提供する都立公園の整備を推進する。 事業目標（36年度） 170ha | ・東伏見公園外13公園を新規整備 ・新規開園面積7.5ha | ・東伏見公園外13公園を新規整備 ・新規開園面積7.0ha | |
| | | | | | 252 | こころとからだを育てる活動体験（野外体験・里山体験）の活動広場拠点づくり | 建設局 | 都市化や家族形態の変化により、都市生活の中では得られなくなった野外体験や里山体験を親子連れ、高齢者など、多くの都民が都立公園で楽しめる広場を整備する。 野外体験や里山体験を通じて自然と親しむ機会を提供し、快適さを備えた公園整備を行うことにより、都心や丘陵地の公園に來園する都民が増加し楽しめる公園の整備をする。 事業目標（36年度） 8か所 | 平成26年度全体事前調査基本計画作成 平成27年度対応案の検討及び公園の選定 | 委託検討の成果をもとに、事業計画を検討 | |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------|----|-------|-----|------|------|--|-------|---|---|---|
| | | | | | 253 | 公園の多機能利用 | 建設局 | 緑の保全や防災性の向上と併せた多機能利用を進め、公園の魅力を高める機能の付加と併せて、子育て支援施設をはじめとした福祉施設等の設置を誘導する仕組みを構築する。 | 国家戦略特別区域法が改正され、都市公園内への保育所の設置が解禁された。特区制度を活用し、都立汐入公園、祖師谷公園で保育所設置の特区認定を受けた。 | 昨年度に特区認定を受けた都立汐入公園、祖師谷公園にて、平成29年4月開所に向けた保育所設置の手続きを進めた。引き続き特区制度を活用し、都立代々木公園ほか2公園で保育所等の設置の特区認定を受けた。 |
| | | | | | 254 | 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 | 福祉保健局 | 学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーター等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援し、思いやりの心の醸成と障害者等の社会参加を図る。 | 「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。協議申請のあった11区市に対し補助を実施。 | 「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。協議申請のあった12区市に対し補助を実施。 |
| | | | | | 255 | 情報バリアフリーの充実への支援 | 福祉保健局 | 地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する。 | 「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。協議申請のあった13区市に対し補助を実施。 | 「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。協議申請のあった9区市に対し補助を実施。 |
| | | | | | 256 | ユニバーサルデザインに関する情報サイトの構築 | 福祉保健局 | 公共交通機関、民間建築物等における段差のないルートや車いすに対応したトイレの場所など、様々なウェブサイトに掲載されているユニバーサルデザインに関する情報を一元化し、すべての人が外出に必要な情報を容易に収集できるポータルサイトを構築する。 | 平成27年10月26日「とうきょうユニバーサルデザインナビ」サイト開設。 | 掲載情報の追加・更新により、利便性の向上を図った。 【参考】 ・情報掲載数 857件（前年度比111件増加） |
| | | | | | 257 | 東京都福祉のまちづくり条例の運用等 | 福祉保健局 | 建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設又は改修の際に、整備基準に適合した整備を図る。 区市町村（ ）に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行う。 独自条例を制定している8区市を除く。 | 整備基準適合証の交付 8件 届出の受理 1,235件 | 整備基準適合証の交付 10件 届出の受理 1,244件 |
| | | | | | 258 | 区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業 【地域福祉推進区市町村包括補助事業】 | 福祉保健局 | 区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共施設、道路、公園等の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する事業に対し支援を行う。 | 「地域福祉推進包括補助事業」の予算の範囲内で補助。協議申請のあった31区市町に対し補助を実施。 | 「地域福祉推進包括補助事業」の予算の範囲内で補助。協議申請のあった30区市町に対し補助を実施。 |
| | | | | | 259 | 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 | 福祉保健局 | 東京都の福祉のまちづくりの推進について顕著な功績のあった個人または団体に感謝状を贈呈することにより、福祉のまちづくりの取組を広く普及させる。 | 感謝状贈呈件数 5件 受賞団体 株式会社イトーヨーカ堂 有限会社さいとう工房 代表取締役 齋藤省 大森学園高等学校 車いすメンテナンスグループ 南千住第二中学校レスキュー部 世田谷泉高等学校 | 感謝状贈呈件数 3件 (受賞団体) ひの手話サークル 朗読サークル「ひの」 台東区友愛訪問員協議会 |
| | | | | | 260 | 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想作成費補助） | 都市整備局 | バリアフリー基本構想の策定にあたり、区市町村に対し、その策定費の一部を補助する。また、基本構想の作成等について、ノウハウの提供等必要な協力を行い、地域のバリアフリー化を推進する。 | 説明会等を通じ、区市町村に基本構想の作成を促す。 基本構想作成費補助事業を実施（3地区） 「バリアフリー基本構想」を作成した区市町村の数 28区市（19区9市） | 実績 基本構想作成費補助事業を実施（4区） <参考>バリアフリー基本構想を作成した区市町村の数 29区市（区市） |
| | | | | | 261 | 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業） | 都市整備局 | 鉄道駅における円滑な移動経路を確保するため、エレベーター等を整備する事業者に対する区市町村の取組を支援する。（交通局・東京メトロを除く） | 補助実績 2駅 <参考>247駅（事業開始からの各年度の補助実績合計） | 補助実績 3駅 <参考>250駅（事業開始からの各年度の補助実績合計） |
| | | | | | 262 | 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホーム橋等整備促進事業） | 都市整備局 | ホームドアの整備を促進し鉄道駅における安全性を確保するため、区市町村と連携してホームドアの整備に対する補助を行う。（交通局・東京メトロを除く） | 補助実績 6駅 | 補助実績 8駅 |
| | | | | | 263 | 地下高速鉄道建設助成 | 都市整備局 | 都における地下高速鉄道の建設促進を図るため、東京都交通局及び東京地下鉄株式会社が施行する、地下高速鉄道の新線建設、耐震補強、大規模改良及び浸水対策に対して建設費の助成を行う。 | ・東京都交通局及び東京地下鉄株式会社におけるエレベーター等による1ルート整備率（福祉保健局データより） 平成27年度末 87% 東京都福祉のまちづくり条例整備基準外設備を利用するルートは除外 | ・東京都交通局及び東京地下鉄株式会社におけるエレベーター等による1ルート整備率（福祉保健局データより） 平成28年度末 88% 東京都福祉のまちづくり条例整備基準外設備を利用するルートは除外 |
| | | | | | 264 | だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 | 都市整備局 | 民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、だれにも乗り降りしやすいバスの導入促進を図る。 | 39両 | 85両 |

「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

| 施策の体系 | 長期 | 実行プラン | 次世代 | 数値目標 | 計画番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------|----|-------|-----|------|------|-----------------|-------|---|--|--|
| | | | | | 265 | 道路のバリアフリー化 | 建設局 | 東京2020大会の会場や観光施設周辺等の都道、多くの人が日常生活で利用する主要駅や生活関連施設を結ぶ都道等について、バリアフリー化を推進する。 | 特定道路・想定特定道路 20km (完了) 競技会場周辺等 6km 【参考内訳】 想定特定道路 20km 競技会場周辺 2km 主要駅周辺 4km | 競技会場周辺等 21km整備完了 【参考・内訳】 競技会場周辺 13km整備完了 観光地周辺 3km整備完了 主要駅周辺 5km整備完了 |
| | | | | | 266 | 歩道の整備・改善 | 建設局 | 歩道が無い又は狭い箇所において、バリアフリーに配慮した歩道整備を推進し、安全で快適な歩行空間の形成を図る。 また、現道の補修に併せ、歩道の拡幅や段差・勾配の改善、電柱の移設により、歩行空間の確保・改善を行う。 | 歩道整備整備済延長 1,498km 歩道改善整備済延長 241km | 歩道整備整備済延長 1,501km 歩道改善整備済延長 247km |
| | | | | | 267 | マタニティマークの普及への協力 | 交通局 | 出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの無償配布を引き続き行う（平成18年度より開始）。また、駅貼りポスターや車内ステッカー等により、マークの普及促進に努める。 | マタニティマークの無償配布、ステッカー及びシールの電車・バス車内掲出 | マタニティマークの無償配布、ステッカー及びシールの電車・バス車内掲出 |
| | | | | | 再掲 | 子育て応援とうきょう会議の運営 | 福祉保健局 | (* N0.215参照) | | |
| | | | | | 再掲 | 東京子育て応援事業 | 福祉保健局 | (* N0.53参照) | | |